(昭和五十九年法律第八十六号) (第一条関係)

○電気通信事業法

られる者	(略) と記せ	2	2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によと認められる者
おい:忍ののからその電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切し	これの電気通	匹	
		l	該当
	(略)	三	三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに
			の日から二年を経過しない者
	(略)	<u> </u>	二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消し
			経過しない者
			を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を
			若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行
	(略)	_	一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)
			V o
			事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならな
			類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な
			号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書
	一条 (略)	第十二条	第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各
	(登録の拒否)	₹ %	(登録の拒否)
現			改 正 案
(傍線部分は改正部分)			

りその理由を付して通知しなければならない。

(登録の更新)

かつたときは、その効力を失う。
て、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けな第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合におい

より既に指定をされているときを除く。)。 条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する電気通信設備が、第三十三とり既に指定をされているときない。

が、次のいずれかに該当するとき。が、次のいずれかに該当するとき。が、次のいずれかに該当するとき。が、次のいずれかに該当するとき。

たとき。

| たとき。| たとき。| たとき。| たとき。| をしば人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。) をしに限る。以下この項において同じ。) と合併(合併後存続するをの特定関係法人以外の者(特定電気通信設備を設置する者

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業 (当

継したとき。事業に限る。以下この項において同じ。)の全部又は一部を承事業に限る。以下この項において同じ。)の全部又は一部を承該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信

- を譲り受けたとき。
 イン・その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部
- る。)。 いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限当するとき(当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該三
- 割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

 「当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分」
- において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条

第十一条第一項 | 登録年月日及 | 登録及びその更新の年月日並 |

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

それぞれ同表の

			I																		
力を有する。	は、当該期間の奴	る期間内に当該申	3 第一項の登録の																	前条第一項	第二号
	程過後も当該処分が	中請に対する処分が	項の登録の更新の申請があつた場合におい									者	認められる	切でないと	のために適	健全な発達	電気通信の	通信事業が	四その電気	各号	び
	の経過後も当該処分がされるまでの間は、なおその効	る期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録	った場合において、同項に規定す	適切でないと認められる者	通信の健全な発達のために	六 その電気通信事業が電気	ていないと認められる者	の整備を含む。)が行われ	一条第五項に規定する体制	事業者にあつては、第三十	信設備を設置する電気通信	規定する第一種指定電気通	整備(第三十三条第二項に	に遂行するに足りる体制の	五 その電気通信事業を適確	る者	基礎を有しないと認められ	に遂行するに足りる経理的	四 その電気通信事業を適確	各号(第二号を除く。)	びに

- めるところによる。 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
- 係がある法人をいう。 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関
- 会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。)であること。 (平成十七年法律第八十六号)第二条第三号の二に規定する子」 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等(会社法
- く。)であること。
 大の子会社等(当該電気通信事業者たる法人をび当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信の当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法
- | 特定電気通信設備 | 次に掲げる電気通信設備をいう。 | 二 | イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係
- 第一種指定電気通信設備

口

が利用者 される伝送路設備のうち同 の無線設備であるものをいう。 動端末設備 であつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、 る契約を締結する者をいう。 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端 (電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受け (利用者の電気通信設備であつて、 の電気通信事業者が設置するもの 以下同じ。 以下同じ。)を除く。)と接続)の電気通信設備 移動する無線局 当該区域内 (移

り指定する電気通信設備 備であつて同項の総務省令で定めるものの総体 囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域におい ちに占める割合が のを除く。)のうち、 て当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設 に設置される全ての 同項の総務省令で定める割合を超えない範 同種の伝送路設備の電気通信回 総務大臣が総務省令で定めるところによ (イに掲げるも 線の数のう

第二種指定電気通信設備

(変更登録等) 二 域と同 備の数の 務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備 令で定めるものの総体 割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務 接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省 の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める るものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設 と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置す 備をいう。 その一端が特定移動端末設備 の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区 以下この号及び第三十四条第一項において同じ。 (ハに掲げるものを除く。 (総務省令で定める移動端末設 のうち、 同項

(変更登録等)

第十条第一項第二号又は第三 第十三条 (略

総務大臣の変更登録を受けな

第十三条

第九条の登録を受けた者は、

号の事項を変更しようとするときは、

二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録のると認めるとき。	命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害す	一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく	かに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。	第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれ	(登録の取消し)	を変更するものとする。	い。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録	したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならな	あつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更を	4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更が	えるものとする。	に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替	条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録	事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十	録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の	3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登	ればならない。	により、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ	2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところ	、この限りでない。	ければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については
二 不正の手段により第九条の登録又は前条第一項の変更登録を受		一 (略)		第十四条 (略)	(登録の取消し)					4 (略)	とする。	請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替えるもの	の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申	」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第十条第一項	ついて準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項	3 第十条第二項、第十一条及び前条の規定は、第一項の変更登録に			2 (略)		

更新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

た者の登録を抹消しなければならない。 気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二条 気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二条 第十五条 総務大臣は、第十八条第一項若しくは第二項の規定による電

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 (略)

2 (略)

3 電気通信事業者は、電気通信事業の休止又は廃止については廃止しようとするをは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又 3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃 3

(指定電気通信役務の保障契約約款)

は、

この限りでない。

通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気二十条 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備を設置する電

けたとき。

三 (略)

2 (略)

(登録の抹消)

受けた者の登録を抹消しなければならない。第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該第九条の登録を気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第十五条 総務大臣は、第十八条第一項若しくは第二項の規定による電

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散

第十八条 (略)

2 (略)

(指定電気通信役務の保障契約約款)

備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わ電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設第二十条 指定電気通信役務 第三十三条第二項に規定する第一種指定

条第 技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。 供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件 者 が け 務省令で定めるところにより、 び るものをいう。 正 を 他 勘案して当該第 第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、 当該第 0) ればならない。 な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用 の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の 利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定め 項又は第七十条第 一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の 以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、 これを変更しようとするときも、 一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 一項第一号の規定により認可を受けるべき その実施前に、 総務大臣に届け 同様とする。 (第五十二 第五項及 その 事情 出 総 提 適 な

2 6 略

(特定電気通信役務の料 金

第二十 一 条 (略)

2 \(\) 略)

5 も の 規定による指定の解除 的 とみなす。 通 信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務 電 第 は 気通信役務に限る。 一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している電気 第十 九条第 項の規定により届け出た契約約款に定める料 の際現に第二項の規定により認可を受けている に関する料金であつて第三十三条第 (基礎 項 金 \hat{O}

6 ·

略

6

略

及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、 べき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。 省令で定めるものをいう。 務省令で定めるところにより、 とにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務 気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障するこ る電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電 いことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置す るべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されな ればならない。これを変更しようとするときも、 十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受ける その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件 以下同じ。)を提供する電気通信事業者は その実施前に、 総務大臣に届け出なけ 同様とする。 第五 (第 総 項

Ŧī.

2 6 (略)

(特定電気通信役務の料

金

第 一 条 略

 $\frac{2}{4}$

略

5 契約約款に定める料金とみなす。 より認可を受けているものは、 であつて同条第一項の規定による指定の解除の際現に第二項の規定に 提供する電気通信役務 通信設備を設置している電気通信事業者が当該電気通信設備を用 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備であつた電 (基礎的電気通信役務に限る。 第十九条第一項の規定により届け出た)に関する料 いて 金 気

(会計の整理)

らない。
の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければな第二十四条 次に掲げる電気通信事業者は、総務省令で定める勘定科目

次に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者

イ 基礎的電気通信役務

口 指定電気通信役務

二 第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

(提供条件の説明)

む。以下「媒介等業務受託者」という。)は、利用者(電気通信役者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の

(会計の整理)

第

(提供条件の説明

生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関すけようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提

要について、その者に説明しなければならない。 ころにより、 項において同じ。)と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約 務の提供を受けようとする者を含み、 < いと認められるものとして総務省令で定める場合は、 に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがな 内容その他の事情を勘案し、 締結又はその媒介等をしようとするときは、 以下この項 当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概 第二十七条、 当該提供条件の概要について利用者 第二十七条の二及び第二十九条第二 電気通信事業者である者を除 総務省令で定めると ただし、 この限りでな 当該契約

料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければなきは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関するる契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとすると

らない。

ため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するされる電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件一、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供

1 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務一 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件

(書面の交付)

第二十六条の二 場合は、 業者である者を除く。 信役務の提供に関する契約が成立したときは、 支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める しなければならない。 で定めるところにより、 当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため この限りでない。 電気通信事業者は、 ただし、 以下この条及び次条において同じ。 書面を作成し、これを利用者 当該契約の内容その他の事情を勘案 前条第 項各号に掲げる電気通 遅滞なく (電気通信事)に交付 総務省令

交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。 交付したものとみなす。

イルへの記録がされた時に当該利用者に到達したものとみなす。 き事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファー項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべ 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第

(書面による解除)

省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日(当該電気に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号

の解除を行うことができる。 当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領 電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による 誤認をし てこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のこと 事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反し れた日)から起算して八日を経過するまでの間 した日から起算して八日を経過するまでの間) による当該契約の解除を行わなかつた場合には を告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、 通信役務 (第二十六条第一 これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定 項第一号に掲げる電気通信役務に限る。 (利用者が、 当該利用者が、 書面により当該契約 当該開始さ 電気通信 当該

契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。2 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該

3

他の財産をいう。 該契約に関して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額に い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等(金銭その を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当 ることができない。 る契約の解除があつた場合には、 いては、 電気通信事業者は、 この限りでない。 次項において同じ。) ただし、 第一 項の規定による電気通信役務の提供に関す 当該契約の解除までの期間において提供 利用者に対し、 の支払若しくは交付を請求す 当該契約の解除に伴

4 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関す

領しているときは、 だし書の総務省令で定める額については、 ならない。 る契約の解除があつた場合において、 ただし 当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項た 利用者に対し、 速やかに、 当該契約に関連して金銭等を受 この限りでない。 これを返還しなければ

5 (苦情等の処理 前各項の規定に反する特約で利用者に不利なものは、 無効とする。

第二十七条 ければならない 事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者 カコ 通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信 らの苦情及び問合せについては、 電気通信事業者は、 第二十六条第一項各号に掲げる電気 適切かつ迅速にこれを処理しな

(電気通信事業者等の禁止行為)

第二十七条の二 る行為をしてはならない。 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は 次に掲

不実のことを告げる行為 及ぼすこととなる重要なものにつき 提供に関する契約に関する事項であつて、 利用者に対し 第二十六条第 一項各号に掲げる電気通信役務の 故意に事実を告げず 利用者の判断に影響を 又は

_ が当該契約を締結しない旨の意思 約の締結の勧誘を受けた者 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契 (電気通信事業者である者を除く) (当該勧誘を引き続き受けるこ

(苦情等の処理)

第二十七条 び問合せについては、 である者を除く。 が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者 務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者 (電気通信役務の提供を受けようとする者を含み 電気通信事業者は、 第二十九条第二項において同じ。 適切かつ迅速にこれを処理しなければならな 前条の総務省令で定める電気通信役) からの 苦情及 電気通信事業者

V)

るおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)当該勧誘を継続する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずとを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、

(媒介等業務受託者に対する指導)

(業務の改善命令)

第二十九条

略

媒介等業務受託者
第二十七条の二の規定に違反したとき
当該電気通信事業者又は
電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は

十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者 一 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十七条又は第二

(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為

(業務の改善命令)

第二十九条

(略)

益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利きは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七2総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したと

の措置をとるべきことを命ずることができる。

(禁止行為等)

して他 電気通信事業者を第三項 要があると認めるときは、 年 域 電 電 電気通信事業者として指定することができる る に 割合を超える場合において、 -間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定め 内における全ての 「気通信設備を設置する電気通信事業者について、 おける収益の額の、 気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近 の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必 総務大臣は、 同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該 当 総務省令で定めるところにより、 「該電気通信役務に係る業務区域と同 第五項及び第六項の 当該第二種指定電気通信設備を設置する 当該割合の推移その他の事情を勘案 規定の 当該第二種 適用を受ける 第二種指定 一年 指定 \mathcal{O} 区 間

第

2 総務大臣は 前項の規定による指定の必要がなくなつたと認める 2

3 為をしてはならない 第 項の規定により指定された電気通信事業者は 次に掲げる行

ときは、

当

該 指

定を解除

しなければならない。

該業務の 、得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知 甪 に供 する目的以外 の 目的 0 ため に利用し 又は提供

一第四項第 当該電気通信事 一号に規定する特定関係法人をいう。 事業者が 一該電気通信事業者の特定関係法人 法 人である場 な 次条第一項にお (第十 0) 電 (通信

> 第三十条 に占 きる。 までの規 正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、 役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額 務に係る業務区域と同 提供の業務に係る最近一 者について、 合の推 指定電気 |項に規定する||第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事 める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、 定 総務大臣は、 移その他 通 0 当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務 適 信 用 設備を設置する電気通信事業者を第一 を受ける電 の事情を勘案 総務省令で定めるところにより、 0 年間における収益 区域内におけるすべての 気通 して他の電気通信事業者との 信事業者として指定することが 一の額の、 同 当該電気 一項から 種 第三十四条 0) 電 当該第二 第五項 間 気通 通信役 当該 \mathcal{O} 適 信 業 \mathcal{O}

種

割

略

8省令で定めると乗者及び第一種指	気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第一種指定電 総務大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは	販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。	当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不ること。	一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知る行為をしてはならない。	
5 3 対 項 第 し	項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二、4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、	三 (略)	二 (略)	3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。	

務省令で定める事項を公表しなければならない。により、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総

第三十 七条第 役員を兼ねてはならな 電気通信事業者を除 という。 て総務大臣が指定するもの 百七十九条第 主を含む。 百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株 部につき議決権を行使することができない株主を除き、 (その総株主 人であるときは、 「該電気通信事業者が有する会社 条 一項第三号イにおいて同じ。 第三項において同じ。) 当該電気通信事業者を子会社とする親法人 (株主総会において決議をすることができる事項の 項に規定する親法人をいう。 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法 その役員は である電気通信事業者に限る。)であつ 以下 当該電気通信事業者の特定関係法人 「特定関係事業者」という。))又は当該親法人の子会社 (以下この条において 又は総社員の議決権の過半数を 以下この項及び第八十 会社法第八 「子会社」 (同法第八 (当該 0) 全

2 ときは、 場 て はならない。 合に限る。 種指: この 定電気通信設備 限 以下この条において同じ。 りでな ただし、 総務省令で定めるやむを得ない を設置する電気通信 は、 事業者 次に掲げる行為をし 法 理 由 人で が あ あ る る

若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置

役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の

項を公表しなければならな

第三十 信事業者であつて総務大臣が指 親法人の子会社 以下この項及び第八十七条第一 する親法人 条において 員 るものとみなされる株主を含む。 法律第八十六号) 第八百七十九条第三項の規定により議決権を有 議 株 設置する電気通信事業者が法人であるときは、 という。 の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社 決権を行使することができない株主を除き、 主 一条 (株主総会に 第三十三条第 「子会社」という。 同 の役員を兼ねてはならない 法第八百七十九条第 (当該電 おいて決議をすることができる事項の全部につき 気通信事業者を除く。 一項に規定する第 項第三号イにおい 定するもの 第三項において同じ。 当該電気通信事業者を子会社 項に規定する親法人をいう。 (以下 種指定電気通 会社法 その役員は、 て同じ。 に該当 「特定関係事業者 (平成十七 「する電)又は当該 (以下この 又は総社 信 その 設 備 総

2 0 めるや 電 気通信事業者 第三十三条第 は、 むを得ない 次に掲げる行為をしてはならない。 (法人である場合に限る。 理 項に規定する第 由が あるときは、 種指 この 定 限りでない。 以下この 電 ただし、 気 通 信 条におい 設 総務省令で定 備 を設 て同じ する

に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着一一第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続

信 用又は 業者に不 情報の 利 提 な 供につい 取 扱いをすること て、 特定関係事業者に比して他の 電 気通

7 気通信事業者から 他 気通信 の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。 日役務の が提供に Ó 業務の受託につい 関する契約の 締結 て、 特 定関 媒介等その 係 事業者に 他 他 比 \mathcal{O} 電

3

会社がその総株主又は 該 行 は二以上の子会社又は当 6 び 合 業務又はこれに付随する業務の全部又は 委託 前項各号に掲げる行為 には な われる行為を除 第 種 を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければ この場合において、 指 「該委託に係る業務に関し 定電気通信設備を設置する電気通信事業者は は総社員 の子会社とみなす。 次項において同じ。 「該電気通信事業者の (同項ただし書の 当 \mathcal{O} 議 「該電気通信事業者及びその 決権 前条第四 の 過 一部を子会社に委託する場 半 理由があるときにおい が行われない -数を有する他の会社 項各号に掲げる行為及 若しくは一 二以 よう、 電 一若しく **E**気通信 上 $\overline{\mathcal{O}}$ は 子 な 当 て 3

4 者 段 が が 前条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を 0) 第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、 委託 子会社とみなされた会社を含む 務大臣は を受けた子会社 第 種 指定電気通信設備を設置する電気通信 同 項 後段 \mathcal{O} 以下この 規定により当該電 項におい 又は 気通 て同じ。 中事業者 信 前 項 事 業 前

4

該

電気通

信事業者

係 す 事 る 業者に 建 物そ 0 比 して 他 0 他 工 の電 作 物 気通信 の利用又は情報の提供に 事業者に不 -利な取 扱 をすること . て、 特定関

_ 理その: 係事業者に比 電 気通 他 他 信 ...の電 役 して他 務 の提 気 通 供に関 の電気通信事業者に不利な取扱いをすること 信 事業者 する契約 からの業務の受託に の締 結 媒 介 っつい 取 て、 特定関 介は代

Ľ, 書の す。 の 過 適切 業 通 条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為 は 電 者 信事業者及びその 気通信事業者は、 第三十三条第二項に規定する第 な監督 理 半 \mathcal{O} 部 数 が 由 を子会社に委託 でを有 若しくは一 があるときにおいて行われる行為を除く。 行 を わ する 行 れ わ ないよう、 なけ 他 一以上の子会社がその総株主又は総社員の この会社 電気通信業務又はこれに付随する業務の 若しく れば する場合には、 当該委託を受けた子会社に対 ならない。 は は二以上の子会社又は当 当該電気 種指定電気通 この場合にお 当該委託に係る業務に関 通 信事業者の子会社とみ 信設備を設 次項にお て、 該電 (同項ただし 当 必 気 全部 議決権 要 置す 該 通 、 て 同 信事 電 か á 前 又

以下この項に 規定により当該電気通 ると認めるとき、 備 を設置する電気通信事業者が第 総務大臣は、 お 1 第三十三条第 又は て 同 信 前 事業 項 前 が前条第三項各号に掲げる行為若しく 者 段 一項に規定する第 の子会社とみなされた会社を含む \mathcal{O} 委託を受けた子会社 二項各号に掲げる行為を行 種指 (定電) (同 項 気 後段 つて 通 信設

る行為を停止させ、 会社による同条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げ に きことを命ずることができる . 掲げる行為の停止 つていると認めるときは、 若しくは変更させるために必要な措置をとるべ 若しくは変更を命じ、 当該電気通信事業者に対し、 又は当該委託を受けた子 同 『項各号

5 管理し、 業者の 体 8 通 るところにより、 制 信事業者との 電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 整 備そ か つ、 0 他 当 間 必 「該接続の業務の \mathcal{O} 要な措置を講じ 当 適正な競争関係を確保するため、 ⋾該第 種指定電気通信設備と他の 実施状況を適切に監視するため なけ れば ならない は 総務省令で定 電気通信 他 \mathcal{O} 電 \mathcal{O} 事 気 5

6 を含むもの 前 規定する体制 いでなけ ればならな \mathcal{O} 整備その 他必要な措置は、 次に掲げる事 項

1 業務を行う専任の 信 設備を含む。 種 を置くこと。 指定電気通信設備 部門 0 設置、 、次号及び第三号にお 管理及び運営並びにこれらに付随 (これと一体として設置される電 į١ て 一設 備部門」 する 気通 ىل

لح 0 第 接続の 種 指定電気通信設備と他 業務に 関 T 知 ŋ 得 た情報の \mathcal{O} 電気通信事業者の 管理責任者を設備 電気通信 部 門に 設 備

لح 0 接 続の 種 指 業 定電気通 務 0 実 大施状況 信設備と他の と監視する部門を設備部門 電気通信事業者の 電 とは 気通 別 信 に 設 置 備

> 為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、 じ、 通 は るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる 第二項各号に掲げる行為を行つて 信事業者に対 又は当該委託を受けた子会社による同条第 Ĺ 同項各号に掲げる行為の停止若 いると認めるときは、 二項各号に掲げる行 若しくは変更させ しくは変更を命 当該 電 気

状 関 気通信設備と他 確 電 して 保するため、 ればならな 況 気通信事業者は、 第 を適切に監視 二十三条第 知り得. た情 総務省令で定めるところにより、 の電気通信事業者の電気通信 二項に規定する第一 報を適 す るた 他 の電気通 8 正 に管理 \mathcal{O} 体 制 信事業者と \mathcal{O} Ļ 種指定電気通信設備を設置す 整 備 カゝ その つ、 の間 当 設備との 他 T該接続 必 \mathcal{O} 要 当 適正な競争関係を な 一該第 接 措置を講じ 0)) 業務 続の 種 業務に 指定電 0) 実施 な á

6 略

け

三号におい 運営並びにこれらに付随する業務を行う専任 体として設置される電気通信設備を含む。 第 十三条第 7 設 一項に規 備部門」 定 という。 する 第 種 を置くこと。 指 定 電 . (7) 気 部 \mathcal{O} 通 菛 設置 信 設 (次号及び 備 管理及び これと 第

報 気通信事業者の電気通 第三十三条第 の管理責任者を設備部門に置くこと。 一項に規定する第 信設備との 接続の 種指定電気通信設 業 務に 関 して 知 備 得た情 他 \mathcal{O} 雷

三 気通 第三十三条第 信事業者 0 電 一項に規定する第 気通 信 設備との 接 種指 続 \mathcal{O} 業 定電気 務 \mathcal{O} 実 通 施状況 信設 備と を監視 他 雷 す

7 事 遵守のために講じた措置及びその実施状況に 務省令で定めるところにより、 項を総務大臣 種 指 定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、 に報告しなければならない 第一 二項 第 三項及び第五項 関 総務省令で定める 毎年、 Ó 規 定 総 \mathcal{O}

第 指定 電気通信 に備との

第三十三条 び 線 移 総務省令で定める区域ごとに、 信 \mathcal{O} 設 ŧ 通 通 域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して [置する電気通信設備であつて総務省令で定めるもの 動端末設備を除く。 電気通信 電気通信事業者の電気通信設備との接続が利 信事業者が設置するものであつて、 設備として指定することができる 0 信 0 数 及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として 回線 0 0) 数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超える 当該区域内に設置される全ての \mathcal{O} 総務大臣は 総 合的 カゝ)と接続される伝送路設備のうち つ合理的な発達に欠くことのできない 総務省令で定めるところにより、 その一 その伝送路設備の 端が利用者の電気通信設備 同種の伝送路設備の 利用者の 利 0 総体を、 電気通 同 便 全国の 0 電気通 向 0 電気 信回 電気 上 区 及 他

2 気通信設備 規定により指定された電気通信設備 を設置する電気通信事業者は (以下 第 当 該 種 指定 第 種 電

る部門を設備部門とは別に置くこと。

7 ない。 状況に関 電 第三項及び第五項の規 気通信事業者は、 第 二十三条第 L 総 務省令で定 項 毎年、 に規定する第 める事項を総務大臣に報告しなければ 定 の遵守の 総務省令で定めるところにより、 ために講じた措置及びその 種指定1 電気 通信設備を設置する 第 実施 なら 項

(第 種 指定電気通信設

区

第三十三条 電 備であつて総務省令で定めるも に占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域に に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通 Ł 無線設備であるものをいう。 移 総務省令で定める区域ごとに、 域を分けて電気通信役務 ることができる。 か お と接続される伝送路設備 動端 つ合理的 気通信設備との いて当該電気通信事業者がこれと のであつて、 未設備 総務 な発達 (利用者の電気通信設備であ その伝送路設備 大臣 接続 に欠くことので は が 利 の利用状況及び都道 総務省令で定めるところにより、 のうち同 用 者 次条第 その の電 0 0) きな 利便 \mathcal{O} 総体を、 気通信 一体として設置する電気通信設 項において同じ。 端が利用者の V 0 の電気通信事業者が設置する 電 向 回線 って 気通信 上及び電 一府県の 他の の数の、 電気 設 信 移 気通 1動する無線局 電気通信設備 区域を勘案して 備として指定す 口 -線 の 通 当該区域内 信 信 数の を除く。 全 国 0 総合的 者の \mathcal{O}

得すべき金額 ときも、 続の条件 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の 電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、 関 指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に 総務大臣の認可を受けなければならない。 ⋾該第 同 (以 下 様とする (以下この条において「接続料」という。 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取 「接続条件」という。)について接続約款を定め、 これを変更しようとする) 及び 他の 接

- 3 (略)
- と認めるときは、第二項の認可をしなければならない。 おいて同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合している場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項に4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する
- 一 (略)
- 定された金額に照らし公正妥当なものであること。 加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算一 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を
- 三・四 (略)

5

令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。 0 定める機能のうち、 提供 種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務 前 項第二号の総務省令で定める方法 0) 効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省 高度で新しい電気通信技術の導入によつて、 同 項第 一号ロの総務省令で は 第 第

3

略

- 4 (略)
- (略)
- 妥当なものであること。として総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するもの
- 三・四 (略)
- 5 令で定める機能に \mathcal{O} 定 提 種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務 める機能のうち、 前項第二号の総務省令で定める方法 供 の効率化 が相当程度図ら 係る接続料に 高度で新しい電気通信 れると認めら ついて定めるもの (同項第 技術の導入によつて、 れるものとして総務省 に限る。 号ロの総務省令で は、 第 第

な 通 又 種 とした場合に当 通 過信設備 は 信技術 種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新し 回 定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通 線数 を利用 に係る費用を勘案して金額を算定するものでなければ \mathcal{O} 増 ⋾該第 した 加に応じて増加することとなる当該第 に効率的、 種指定電気通信設備との接続により当 なものとなるように新たに構成するも 種 指定電 該第 なら 信量 電 気 $\tilde{\mathcal{O}}$ 気

6 不適当となつたため 0 接 兀 ることができる 期限 項第二号に規定する金額に照らして不適当となつたため又は当 続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく 総務大臣は 種指定電気通信設備 を定め、 第二項 該 **必接続約** 公共 \mathcal{O} \hat{o} 認可を受けた接続約款で定める接続料 利益の 款の を設置する電気通信事業者に対 変更の 増進に支障があると認めるときは 認可を申請すべきことを命ず 相 が 当 該 第

6

兀

7 13 略

14 V) 第四 料 規定する接続料にあつては第 範 にあ 通信 囲内で総務省令で定める期間を経過するごとに、 公正妥当なものとするために、 第 量等の つては 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、 号 記録及び 前項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに \mathcal{O} 総務省令で定める方法により算定された 同 項 \hat{o} 規定による会計の 二項の認可を受けた後五年を超えない 接続料を再計算しなけ 整理 それ以外の 0 結 金額 ればなら 果に基づ 第五項に 接続 照 な き 5

> 通 又は 種 とした場合に当 通 な い。 信 指 信 種 設備に 定電 技術 指定 口 線 を利 電 数 気 気通 通 係る費用を勘案して原価を算定するものでなければ \mathcal{O} 増 用 信 該第 信 加に応じて増 設 L た効率的 備によつて提供さ 設 備を 種 通常 指 定 な 電 ŧ 加することとなる当 用いることができる高度で 気 のとなるように新たに構成す 通信設備との接続により当 れる電気通 信役務に係る 該第 種指 んるも 定電 該第 通 電 な 信 気 量 気

不 接 ることができる 期 第 適当となつたため公共 続約款で定める接続条件が社 項 総 第 限を定め、 務 大臣は、 種 一号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当 指定 電 当 第 気通信設 該 三項 接続約 の認可 備 \mathcal{O} 利 款 を設置する電気通信事業者に対 益 を受けた接続約款で定める接続料 の変更の認可を申請すべきことを命 1会的経 の増進に支障が 済的事情の変動により あると認めるときは 相 該 第

7 13 略

 \mathcal{O}

14

料に V) L 第 範 規 公正 兀 通 井 定する接続料にあ 第 内で 項 信 あ つて 第 妥当なも 量 種 総務 等 指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、 号 は 0 \mathcal{O} 記 前 省令で定める期間を経 のとするために 総 録 項 の規 及び 務省令で つて 同項 定により毎事業年度の会計を整理 は第二項 定 の規定による会計 める方法により 接続料を再計算し の認可を受けた後 過するごとに、 う算定さ の整理の しなけ それ れ 五年を超えな 結果に基づ 以外の ればならな したときに 第 価 五項 接続

15

5 略

第二 種 指定電気通信設備との

第三十四条 る。 役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定 業務区域と同 移動端末設備の数の、 事業者が設置するものであつて、 8 で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信 に が 円滑 るものの総体を、 接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令 特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同 な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができ 総務大臣は の区域内に設置されている全ての 他の その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る 電気通信事業者の電気通信設備との 総務省令で定めるところにより、その その伝送路設備に接続される特定 同種の伝送路設備 の電気通信 適正 一端 か

得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、 関 気通信設備」という。 指定電気通信設備と他の るところにより、 前 項の規定により指定された電気通信設備 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取 その実施前に、 電気通信事業者の電気通信設備との を設置する電気通信事業者は 総務大臣に届け出 (以 下 第 総務省令で なければなら 当 二種 ī該第 接続 指定 定 種 電

該当すると認めるときは 務大臣は 規定により届け出 前項 (第八項の規定により読み替えて適 当該第二種指定電気通信設備を設置する た接続約款が次の各号のい 用 元する場 ず h かに 合 3

3

ない。

これを変更しようとするときも、

同様とする

15 (18 略

第 一種指定電気通信設備との接続

第三十四条 域と同 体を、 確保すべき電気通信設備として指定することができる するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの 割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供 される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める 端末設備の数の、 業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動 項において同じ。 特定移動端末設備 他の電気通信事業者の電気通信設備との の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続 総務大臣は、)と接続される伝送路設備のうち同 その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区 (総務省令で定める移動端末設備をいう。 総務省令で定めるところにより、 適正か つ円 <u>ー</u>の その 滑な接続 電気通信事 下この 端が

2 略

2

を含む。 該当すると認めるときは 総務 大臣 の規定により届 は 前 項 (第七項 当 け出 該第 の規 た接続約款が次の各号の 定に 種 より読 指 定電気通 み替 こえて適 信設備を設置する 用 ず っる 場合 れ に

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

令で定める箇所における技術的条件及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省人他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的

する電気通信事業者が取得すべき金額 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置

する事項とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者及びこれの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれ

二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定め、イから二までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備

る事項

き金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべ

べきことを命ずることができる。電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更す

事項が適正かつ明確に定められていないとき。その電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと、きことを命することができる。

的条件が適正かつ明確に定められていないとき。他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術

かつ明確に定められていないとき。 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正

き金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加四第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべ

を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。	6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令表しなければならない。	する協定を締結し、又は変更してはならない。 4 第二種指定電気通信設備との接続に関節じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気所項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項 (であるとき。	四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものされた金額を超えるものであるとき。
	6 5 (略)	する協定を締結し、又は変更してはならない。 4 第二種指定電気通信設備との接続に関閉じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気所によりであるとき。	六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするもの五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

8 様とする。 臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、 日から三月以内に、 ベ 大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得す 電 き金額及び接続条件については、 第一 気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務 項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する 」とあるのは、 総務大臣に届け出なければならない。」とする 「前項の規定により新たに指定をされた 同項中 「その実施前に、 総務大 同 7

(略)

項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する | 8 (略)

9

第一

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電

気通信役務の提供

事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省やで定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備

又は当該業務を廃止したときも、 同様とする。

卸 (電気通信役務の提供についての準用

第三十九条 用 供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに第三十八条第 と契約を締結しようとする」と、 協定」とあるのは 1 は に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは 1 \mathcal{O} 規定は、 て準用する第三十八条第一項」と、 同条第四項中 「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と 第百五十六条第二項」 とあるのは 第三十五条第三項及び第四項中 卸電気通信役務の提供について準用する。この場合にお 第三十五条第三項から第十項まで及び第三十八条第 「その提供」と、 「第一項又は第二項」とあるのは 「契約」と、 と読み替えるものとする。 第三十五条第三項中 「第百五十五条第一項」とあるの 「第百五十六条第 第三十八条第 「接続条件」とあるのは 「電気通信事業者 「第三十九条にお 「電気通信設備 一項中 項」とあるの 「その共 一項 中 「 提 一項

(第 一種指定電気通信設備及び第 一種指定電気通信設備に関する情

報の公表)

第三十九条の二 及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理 総務大臣は その保有する第 種指定電気通信設備

とする。 一条第 項 0 規 定による指定及び 同 条第 項 規 定によ

れをインター

ネ

. の

利用その他の適切な方法により公表するもの

_ 第三十四条第 項の規定による指定及び同条第 二項 の規定によ

に関して作成し

又は取得した情報

(卸電気通信役務の提供についての準用

二項」 の提供」と、 第三十八条第一 六条第二項において準用する第百五十五条第 しようとする」と、 気通信設備を設置する」とあるのは 件」と、 第三十五条第三項及び第四項中 三十九条 は 第 卸電気通信役務の提供につ 「契約」と、 と読み替えるものとする。 一項又は第一 同条第三項及び第四項並びに前条第 第三十五条第三項から第十項まで及び前条第 「第百五十六条第 項 第三十五条第三項中 二項」 と 「第百五十五条第 前条第 とあるのは いて準用する。 「接続条件」 項 項 中 「電気通信事業者と契約を締結 「第三十九条におい とあるのは 「その共用」 「電気通信設備に接続する電 項」とあるのは とあるのは 一項 中 この場合にお 項」 「第百五十六条第 と、 とあるのは 「協定」 て準用 同条第四 「第百五十 「提供の条 項の規定 とある する て、 項

 \mathcal{O}

は、

中

る届出に関して作成し、又は取得した情報

三 第三十八条の二の規定による届出に関して作成し、又は取得し

た情報

四 その他総務省令で定める情報

務等)(特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義

業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイ第三十九条の三、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事

ン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事 2 総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、 まる。

他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その3 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務

(電気通信設備の維持)

等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で務を提供する電気通信事業の用に供するもの及びその損壊又は故障気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電

(電気通信設備の維持)

のを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持し利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるも気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電

三 通信の秘密が侵されないようにすること。	二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。	しい支障を及ぼさないようにすること。	一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著	保されるものとして定められなければならない。	5 第一項、第二項及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確	める技術基準に適合するように維持しなければならない。	信設備(第一項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定	で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通	4 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令	べき電気通信事業者として指定することができる。	者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理す	ものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業	内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい	礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)のうち、	3 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務(基	で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。	する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令	項に規定する電気通信設備及び専らドメイン名電気通信役務を提供	気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前	2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電	に維持しなければならない。	定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう
三(略)	二 (略)		一 (略)		5 (略)				4 (略)	ことができる。	る電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定する	信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供す	者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通	務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用	3 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役		に適合するように維持しなければならない。	項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準	気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前	2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電		なければならない。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷

立 也の富気通言事業者の妾売片の富気通言受情にの責任の分界がし、又はその機能に障害を与えないようにすること。

明確であるようにすること。 ――五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が

する電気通信設備を当該電気通信設備の管理に関する国際的な標準は、そのドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供第四十一条の二 ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認に適合するように維持しなければならない。

第四十二条 は 0 定めるところにより、 総務省令で定める技術基準に適合することについて、 条第 当該電気通信設備 一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするとき 電気通信回 自ら確認しなければならない。 [線設備を設置する電気通信事業者は、 (総務省令で定めるものを除く。 総務省令で が、 第四十 同 項

2 務省令で定めるものを除く。 当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備 技術基準に適合することについて、 三号又は第十六条第 自ら確認しなければならない 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、 項第三号の事項を変更しようとするときは、 が、 総務省令で定めるところにより 同条第一 項の総務省令で定める 第十条第 (前項の 項 総 第

2

 \mathcal{O} \mathcal{O} 使用の 規定により確認した場合には 気通 開 信 始前 回線設備を設置する電気通信事業者は、 に、 総務省令で定めるところにより、 当該各項に規定する電気通信設 第 その結果を 項 又は 前 備 項

3

四 (略)

五 (略)

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)

第四十二条 省令で定める技術基準に適合することについて、 該電気通信設備 ところにより、 一項に規定する電気通信設備 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、 自ら確認しなければならない。 (総務省令で定めるものを除く。 の使用を開始しようとするときは 総務省令で定め が、 同項の 前条第 総務 る 当

三号又は第十六条第 準に適合することについて、 で定めるものを除く。 当該変更後の前条第 確 認しなければならない。 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、 項に規定する電気通信設備 項第三号の事項を変更しようとするときは が 総務省令で定めるところにより、 同 条第 項の総数 務省令で定める技術基 (前項の総務省令 第十条第 自ら 項

3 (略)

務大臣に届け出なければならない。

4 に ついて準用する。 前 項」とあるの 三項 0) 規定は 項」 とあ は るの この場合において、 基 「同条第一 一礎的 は 『電気通信役務を提供する電気通信 第四十 一項」 と読み替えるものとする 条第二項」 第 一項及び第二項中 と 同 項中 事業者 第四 同 条

5 4 指 第四項」 替えるものとする 定された電気通信事業者について準用する。 第 項 及び第 項から第三項までの規定は、 と、 同項中 二項中 第四十 同 条第 条第 項」とあるのは 第四十 項」 とあるのは 一条第三項の規定により この場合において、 「同条第四項」 第四十 لح 一条 読 5

6

6

る第 項 月 す 項において読み替えて準用する第 項 0 \mathcal{O} 者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第 第四十 は 中 以内に、 は 0) る電気通 規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用 三項の規定により総務大臣に対してすべき 第四十 遅 「該各項に規定する電気通信設備 滞なく」 一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信 信設備 同 条第四項に規定する」 一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三 とする。 0 使用を開始しようとするときは、 一項中 と、 前項に 0 第四十 使用 の おいて準用する第三 届出につい 開始前に」とある 条第四 当該」とある ては 項に規定 事業 前 す

(管理規程)

四十一条第一項、第二項若しくは第四項又は第四十一条の二に規定第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第

4 るの 第 に ついて準用する。 前 項 は 三項 「同条第一 とあるの の規定は、 項」 は 基礎的 この場合において、 と読み替えるものとする 前 条第二項 電 気 通 信役務を提供する電 と、 同 第 項中 項及び第 同 条第 気通信事 二項中 項」 とあ 業者 前条

及び第三 れた電 る。 同 第 条第 項から第三項までの規定は、 気通信事業者について準用する。 二項中 一項」とあるのは 「前条第 項 「同条第四項」 とあるのは 前条第三項の規定により この場合におい 前条第四 と読み替えるも 項 て、 と (T) 指 同 第 とす 項 定さ 中 項

する。 三項 いて 項に規定する. 設 項 定によりすべき \mathcal{O} 定する電気通信設備 備 の規定により総務大臣に対 指 前 の使用さ の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、 読み替えて準用する第 定の日以後最初に前 条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者 を開始しようとするときは、 と 確認及び当 0) 前 項に 使 項に 用 該 \mathcal{O} お 開 項中 してすべ おいて読み替えて準用する第 いて準用する第三 確認に係 始 前 に 前条第四項に規定する電 き届出につ る前項におい 当該」 とあるの 項中 とあるの は 、ては、 て準用す 遅滞なく」 当 は 「該各項に規 前項に 同 項の 条第四 前条第 んる第三 気通 が ع お 規 信

(管理規程)

第 兀 兀 + 十 兀 条第 条 電 項 気 通 第 信 事業者は 一項又は第四項に規定する電気通 総務省令で定めるところによ 信設備 (以下 第

(電気通信主任技術者等の義務)	三月以内に」とする。	のは、「第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から	すべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とある	者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対して	4 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業	した事項を総務大臣に届け出なければならない。	3 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更	任に関する事項	四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選	電気通信設備の管理の方法に関する事項	三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用	電気通信設備の管理の体制に関する事項	二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用	電気通信設備の管理の方針に関する事項	一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用	V.	で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならな	めに電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令	2 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するた	ならない。	規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければ	する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)の管理
(電気通信主任技術者等の義務)	内に」とする。	のは、「同条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以	すべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とある	者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対して	4 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業		3 (略)												2 (略)		業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。	「事業用電気通信設備」という。)の管理規程を定め、電気通信事

第四十九条 (略)

- 3 (略)

4 ければならない。 び 術者に、 登 運用に関する事項の監督に関する講習 |録講習機関| 電気通信事業者は、 項第四号及び別表第一 第八十五条の二第一 という。) 総務省令で定める期間ごとに、 が行う事業用電気通信設備の工事、 において「講習」という。 項の規定により登録を受けた者 (次節第二款、 電気通信主任技 を受けさせな 第百七十四条 (以 下 維持及 4

(電気通信番号の基準)

第五十条 う。 ければならない。 若しくは内容を識別するために用いる番号、 ために電気通信設備を識別し、 通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続する その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしな 以下同じ。 電気通信事業者は、)を用いて電気通信役務を提供する場合においては ドメイン名 電気通信番号 又は提供すべき電気通信役務の (第百六十四条第二項第二号 (電気通信事業者が電気 記号その他の符号をい 種類

第四十九条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

術者に、 第 び運用に関する事項の監督に関する講習 ならない。 登録講習機関」という。)が行う事業用電気通信設備の工事、 電気通信事業者は、 項及び別表第一において 第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者 総務省令で定める期間ごとに、 「講習」という。 (次節第二款、)を受けさせなけ 電気通信主任技 第百七十 (以 下 維持及 ·四 条 れ

(電気通信番号の基準)

第

う。 け 若しくは内容を識別するために用いる番号、 通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続する Ŧī. ために電気通信設備を識別し、 その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしな 十条 れ 以下同じ。 ばならない 電気通信事業者は、 を用いて電気通信役務を提供する場合におい 電 又は提供すべき電気通 気通信番号 (電気通信事業者が 記号その他の符号をい 信役務の ては 種 電 類

2

(略)

2

前

項の基準は、

これにより次の事項が確保されるものとして定

この限りでない

で定める電気通信番号については、

三号に規定するアイ・ピー

アドレスをいう。

その

他

の総務省令

アイ・ピー

アドレス

(回

項第

に規定するドメイン名をいう。

5

れなければならない。

電気通信番号により

|電気通信事業者及び利用者が電気通信設備 | 一 (略)

	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす	2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	第百十六条 (略)	(準用)	(略) (略) (略)	ి .	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす	8 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表	6 · 7 (略)	(略) (略) (略)	る。 -	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす	5 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	2~4 (略)	第百四条 (略)	(承認認定機関の承認等)	四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。	三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。	ようにすること。	二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保される	易にできるようにすること。	の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容
	[えるものとす	表の中欄に掲					えるものとす	表の中欄に掲				えるものとす	表の中欄に掲				にすること。	9ること。		に確保される	7 7 7	を明確かつ容
る。	げる字句は、同表の下墹	2 前項の場合において、	第百十六条 (略)	(準用)	(略)	る。	げる字句は、同表の下墹	8 前項の場合において、	6·7 (略)	(略)	る。	げる字句は、同表の下墹	5 前項の場合において、	2~4 (略)	第百四条 (略)	(承認認定機関の承認等)	四 (略)	三 (略)		二 (略)		
	表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲			(略)		同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす	次の表の上欄に掲げる規定中同表		(略)		同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす	次の表の上欄に掲げる規定中同表			7)						
	机読み替えるものとす	規定中同表の中欄に場			(略)		れ読み替えるものとす	規定中同表の中欄に掲		(略)		れ読み替えるものとす	規定中同表の中欄に掲									

しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものに第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問(委員会への諮問) 三 認定電気通信事業の全部を廃止したとき。	。至	第百二十五条 認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する(認定の失効)	該当する者があるもの 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに	二年を経過しない者条第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から	い、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は第百二十六二 第百二十五条第二号に該当することにより認定がその効力を失	ことがなくなつた日から二年を経過しない者以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受ける	一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金を受けることができない。	第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定(欠格事由)	(略) (略) (略)
しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものに第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問(委員会への諮問) 二 (略)		第百二十五条(略)(認定の失効)	三(略)	二年を経過しない者条第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から	い、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は第百二十六二 第百二十五条第一号に該当することにより認定がその効力を失		一 (略)	第百十八条 (略) (欠格事由)	(略) (略) (略)

ついては、この限りでない。

一 (略)

者の 条第 の改善命令 よる計画の 条第八項の規定による接続約款の変更の命令、 三条第六項の規定による接続約款の変更の認可 各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若し に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項 よる同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若し 項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、 第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、 くは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、 くは変更の命令、 規定による接続約款の変更の命令、 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十 解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善 一項の規定による業務の改善命令、 変更の勧告 第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理 第三十一条第四項の規定による同条第二項各号 第三十九条の三第二項の規定による業務 第三十六条第三項の規定に 第三十条第五項の規定に 第三十四条第三項 o申請の命令、 第二十一条第四 第二十 第三十 命 同 九 · 条

(聴聞の特例)

第百六十一条 第三十三条第六項若しくは第八項 条第四 項若しくは第二項 項 総務大臣は、 第二十九条、 第三十八条第一項 第十九条第二項、 第三十条第五項、 第三十四条第三項、 (第三十九条において準 第二十条第三項、 第三十 一条第四 第三十五条 第一 項

ついては、この限りでない。

(略)

停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第 解任命令又は第百二十一 \mathcal{O} 続 による接続約款の変更の命令、 定による接続約款の変更の認可 三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させる 条第一項の規定による業務の改善命令、 項 第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、 ために必要な措置をとるべきことの命令、 よる同条第三項 勧告、 約款 第三十一条第四項 の規定による特定電気通信役務の料 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、 の変更の命令、 第四十 兀 の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令 | 条 の の規定による同条第二項各号に掲げる行為の 第三十六条第三項の規定による計画の 五の規定による電気通信設備統括管理者 条第二項の規定による業務の改善命令 第三十四条第三項の規定による接 の申請の命令、 金の変更の命令、 第三十条第四項の規定に 第三十三条第六項の 同条第八項の 第二十 第一 第 条第四 一十条 変更 規定 \mathcal{O}

(聴聞の特例)

第 第 第三十三条第六項若しくは第八項 十一条第四 百六十一条 一項若しくは第二項 項 総務大臣は、 第 <u>-</u>+ 九 第三十八条第一 条、 第十九条第二項、 第三十条第四項 第三十四条第三項、 項 (第三十九条にお 第二十条第三項 第三十 条第四 第三十五条 頃 7

用する場合を含む。 政手続法 ならない。 意見の陳述のため は第百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による Ó 手続の区分にかかわらず、 第三十九条の三第二項、 聴聞を行わなければ 第四十四条の二又 行

2 3 略

、登録等の条件

第百六十三条 る。 新及び第十三条第 同 おいて同じ。 ľ 認可、 登録 には、 許可又は認定 一項の変更登録を含む。)に限る。 (第九条の登録 条件を付し、 (技術基準適合認定を除く。 (第十二条の二第 及びこれを変更することができ 項の登録の更 次項において 同項に 第

2 は認定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつては るため必要最小限度のものに限. 又は登録、 前項の条件は、 認可、 登録、 許可若しくは認定に係る事項の 認可、 許可若しくは認定の趣旨に照らして り、 かつ、 当 □該登録、 確 異な実 認 可 介施を 許 可 文 义

(適用除外等)

ならない。

第百六十四条 この法律の規定は、 次に掲げる電気通信事業について

は、 専 適用し 5 ない。 0)

を除く。 るときは、 を提供する電気通信事 当 者に電気通信 該 0 者の 设務 電気通信事業の (当 業 該 0) 用に供する電気通信役務 者が 電気通 信事業者で

> \mathcal{O} 第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述の 規定による処分をしようとするときは、 用する場合を含む。)、 区分にかかわらず、 聴聞を行わなければならない。 第四十四条の二又は第百二十一条第二 行政手続法 (平成五年法律 ための 一項の 手続

2 3 略

登 録等の条件)

限る。 変更することができる 認定を除く。 百六十三条 次項において同じ。 登録 次項において同じ。 (第九条の登録及び第十三条第 認可、 には、 許可又は認定 条件を付し、 項の変更登録に (技術基準適合 及びこれを

2 略

(適用除外等)

第 百六十四条 は、 適用しな この法律の規定 は 次に掲げる電気通信事業について

(略)

あ

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号で定めるものをいう。	通信番号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令	者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気	三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業	務省令で定めるものをいう。	うち、アイ・ピー・アドレスに代わつて用いられるものとして総	場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号の	二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の	省令で定めるものをいう。	ち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務	通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のう	部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気	一 ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全	めるところによる。	2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	回線設備を設置することなく提供する電気通信事業	の電気通信役務(ドメイン名電気通信役務を除く。)を電気通信	三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外	設備により電気通信役務を提供する電気通信事業	通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信	内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気	二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構
2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に															電気通信事業	の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する	三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外				二(略)

する。
五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第百六十五条 営利を目的としない電気通信事業(内容、利用者の範第百六十五条 営利を目的としない電気通信事業(内容、利用者の範ので定める電気通信で変を提供する電気通信事業に限る。)

2 十六条、 届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、 五条まで、 第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、 第四十二条、 前 項の届出をした地方公共団体は、 第三十七条、 第三十条、 第四十四条、 第三十八条の二、第三十九条の三、 第三十一条、 第四十五条、 第三十三条、 第十六条第一項の規定による 第五十二条、 第十九条から第二十 第三十四条、 この限りで 第六十 第四十条 第三 -九条 2

(報告及び検査)

ない。

第百六十六条 報告をさせ、 受託者の営業所 電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、 (電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。) ′ 又はその職員に、 総務大臣は、 事務所その他の事業場に立ち入り、 この法律の施行に必要な限度において、 電気通信事業者若しく その事業に関 電気通信設備 は 帳簿、 媒介等業務 書類

十七条の二の規定は第三号事業を営む者について適用する。掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第百六十五条 (略)

十六条、 五条、 の適用については、 五条まで、 届 出をした電気通信事業者とみなす。 前 項 第五十二条、 の届出をした地方公共団体は、 第三十七条、 第三十条、 この限りでない。 第六十九条、 第三十一条、 第四十条、 第七十条及び第二章第六節の 第四十二条、 第三十三条、 第十六条第一 ただし、 第四十四条 第十九条から第一 第三十四条、 項の規定による 第四 規定 第三

(報告及び検査)

第百六十六条 る 員に、 電気通信事業者等に対し、 電 気通信 電気通信事業者の 設備 総務大臣は、 帳簿、 営業所、 書類その他の物件を検査させることができ この法律の施行に必要な限度におい その事業に関 事 務所その他の事 し報告をさせ、 ・業場に立ち 又はその職 て、

その他の物件を検査させることができる。

2~8 (略)

(協議等)

第百六十八条 この条において同じ。)、 対する通知その他の手続については、 る。 総務大臣に対し電気通信事業に関する届出 は命令その他の処分 総務大臣が総務省令 設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。 があつた場合における必要な関係行政機関との協議 この法律の規定により、 (政令で定めるものに限る。)を定め、 (政令で定めるものに限る。 媒介等業務受託者又は端末機器に関し、 政令で定める 電気通信事業 (政令で定めるものに限)を行う場合又は (電気通信回線 これに 若しく 以 下

(審議会等への諮問)

一 (略)

第十二 第二十六条第 指定 0 一第四項 一項各号の規定による電気通信役務の指定 $\overline{+}$ 条第 第 一号口 項の規定による基準料金指数の設定 は 0 規定による電気通 第三 信

2~8 (略)

(協議等)

第

める。 は端。 この条において同じ。 関との協 令で定めるも 関する契約の締結の媒介 設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。 百六十八条 を定め、 を行う場合又は総務大臣に対し電気通信事業に関する届 末機器に関し、 議 この法律の規定により、 これに対する通知その他の手続については、 若しくは命令その他の処分 のに限る。 総務大臣が総務省令 があ 電気通信事業者の電気通信役務の提供に 取次ぎ若しくは代理を業として行う者又 つた場合における必要な関係行政 電気通信事業 (政令で定めるものに限る (政令で定めるものに限る (電気通 政令で定 信回線 **(**政

(審議会等へ

の諮問

第百六十九条 だし、 りでない。 機関をいう。 国家行政組織 当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、)で政令で定めるものに諮問しなければならない。 総務大臣は、 法 (昭和二十三年法律第百二十号) 次に掲げる事項につい ては、 第八条に規定する 審議 限 た

(略)

指定、 第二十 項若しくは第四十 第三十一 条第 項 の規 項 条第三項の規定による電気通信事業者の の規定による特定関係事業者の 定による基準料 金 指 数 定 指定、 第

定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定よる電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定によるでは第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規

三 (略)

指定電気通

信

設備

の指定

兀 意見の申出 九条第 五項、 項、 二号、 第二号ロ若しくはニ、 七十条第 十五条第 第三十九条の三第三項、 は第六項 十四条第一号ハ、 二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書 第三項第 第七条、 第三項、 第五項若しくは第七項、 第三十条第一項若しくは第六項、 第十一項、 四条第 項から第三項まで、第百十条第一項若しくは第二項又は 一項第一号、 項ただし書、 第三十六条第 第八条第三項、 一号イ、 第四項第一号イ、 一項第 第十三項若しくは第十四項、 第二十六条第 口若しくはホ若しくは第二号、 第二十条第一項、 第百八条第 号の規定による総務省令の制定又は 第四十一条第一項から第四項まで、 第五十条第一 一項若しくは第二項 第九条ただし書、 第三十二条第三号、 口若しくはホ若しくは第二号、 一項、 項各号若しくは第三項 第二十六条の二第 項、 第三十一条第二項ただし 第二十一条第一項 第五十二条第 第十二条の二第四 第三十四条第 第三十八条の二、 第二十七条の二第 第三十三条第 第五項若しく 一項 一項 改廃 第 四 第百 第二 一項 第 第 第 項

第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は

(略)

三

兀

二十一条第一項、 四項、 第三号、 は第三項、 十条第一 五条第一項ただし書、 はホ若しくは第二号、 第三十一条第二項ただし書、 しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改廃 項若しくは第二項、 第七条、 第三十四条第 一項第一 第三十三条第一 第百九条第 第八条第三項、 号、 第二十六条、 第百八条第 項、 第五項、 第五十条第 第四十一条第一項から第四項まで、 項から第三項まで又は第百十条第 項、 第九条ただし書、 第五項若しくは第六項、 第三項、 第五項若しくは第七項、 第三十条第一 第十一項、 項第 項、 第四項第一号イ、 号から第三号まで若しく 第五十二条第一項 第十三項若しくは第 項若しくは第五項 第二十条第一 第三十六条第 第三十二条 ロ若しく 第四十 項、 項若 第七 第

(意見の申出)

第百七十二条

電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他

0

提

第百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提

文書を提出して意見の申出をすることができる。関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に

2 (略)

(手数料)

料を納めなければならない。
第百七十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数 第

- 一 第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者
- 二 電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受けようとする者
- | 三||第六十八条の三第一項の規定による登録又は第六十八条の六第一|

項の規定による変更登録を受けようとする者

- 五 第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者ようとする者
- 定による技術基準適合認定又は設計認証を求める者、 第百二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規
- 七 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付又は

再交付を受けようとする者

- のについては国庫の収入とする。 うとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のも2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けよ
- 三項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲第百七十九条(電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第

ある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見の

2 (略)

出をすることができる。

(手数料)

第百七十四条 者、 数料を納めなければならない。 は再交付を受けようとする者は 気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しく いて準用する第百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電 第百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第百三条にお 五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする 十八条の六第 ようとする者、 第八十八条第一 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受け 項の規定による変更登録を受けようとする者、 第六十八条の三第一項の規定による登録若しくは第六 項の規定による登録の更新を受けようとする者、 実費を勘案して政令で定める額の手

2 (略)

| 二項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲第百七十九条 | 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第

役又は百万円以下の罰金に処する。

2 · 3 (略)

罰金に処する。 第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の

一•二 (略)

条第 兀 V 九 は 五条第一項若しくは第二項、 第十九条第二項、 第百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者 条の二第 て準用する場合を含む。 第三十三条第六項若しくは第八項、 条第一項若しくは第二項、 項 同 項若しくは第二項、 条第二項におい 第二十条第三項、 て準用する場合を含む。 第三十八条第一項 第三十条第五項、 第三十九条の三第二項 第四十四条の五、 第三十四条第三項、 第二十 一条第四項、 第三十一条第四 (第三十九条にお 第五十一条又 第四十三 第四十 第三十 第二十 項

四~六 (略)

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

罰金に処する。

条第 十四四 規定による届出をせず、 七条第一 「項におい 同 第十七条第二項、 [条第四 · 条 第 項 項若しくは第二項 項若しくは第三項 項及び第五項において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 第百八条第三項 第十八条第一項、 又は虚偽の 第三十八条の二、 第百二十 第四十四条の三第二項 届出をした者 第三十六条第一項、 又は第百二十四条第 条第四項 第四十二条第三項 (第百二十二条第 第四 第三十 第 四 十五 項 \mathcal{O}

役又は百万円以下の罰金に処する。

2 · 3 (略)

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の

罰金に処する。

一・二 (略)

三

五条第一項若しくは第二項、 規定による命令又は処分に違反した者 第 お 11 九条第一項若しくは第二項、 、て準用する場合を含む。 第十九条第二項、 いて準用する場合を含む。 第三十三条第六項若しくは第八項、 二項、 第四十四条の五、 第二十条第三項、 第五十一条又は第百二十一条第二 第三十八条第一項 第三十条第四項 第四十三条第一 第四十四条の二第 第二十一 第三十四条第三項、 項 条第四項、 第三十一条第四 (第三十九条にお (同条第 項若 第 項 一項に 項

四~六 (略)

罰金に処する。

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

せず、 する場合を含む。 条第三項、 くは第三項 第 七 条 第 五項において準用する場合を含む。 第十七条第二項、 又は虚偽の 項若しくは第二項、 第百二十 第四十四条の三第一 届出をした者 第十八条第一項、 又は第百二十四条第 条第四項 第四十二条第三項 (第百二十二条第四項にお 二項、 第四十五条第二項 第三十六条第 項の 第四十四 規定による届出 同 条第 条第四 項、 第百 項 項 若 及び 用 を 八

三(略)	は不実の公表をした者	第三十九条の三第三項の規定に違反して公表することを怠り、又	二 第三十条第六項、第三十三条第十三項、第三十四条第六項又は	一 (略)	限りでない。	料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この	第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過し	六~十七 (略)	は虚偽の記載をした書面を交付した者	五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又	二~四(略)
三(略)		規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者	二 第三十条第五項、第三十三条第十三項又は第三十四条第六項の	一 (略)	限りでない。	料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この	第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過	五~十六 (略)			二~四 (略)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

			-	(傍線部	(傍線部分は改正部分)
改	正	案	現	行	
(無線局の開設)			(無線局の開設)		
第四条 無線局を開設しよう	を開設しようとする者は、	総務大臣の免許を受けなけ	第四条 (略)		
ればならない。ただし、次	いの各号に掲げる無線局	る無線局については、この			
限りでない。					
一 発射する電波が著しく	微弱な無線局	発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの			
二 二十六・九メガヘルツ	から二十七	・二メガヘルツまでの周波数			
の電波を使用し、かつ、	空中線電力が	○・五ワット以下である無			
線局のうち総務省令で定めるも	\mathcal{O}	であつて、第三十八条の七第一			
項(第三十八条の三十一第四項にお	第四項におい	いて準用する場合を含む。)			
、第三十八条の二十六	(第三十八条の	の三十一第六項において準用			
する場合を含む。)若し	こくは第三十八	若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条			
の四十四第三項の規定により表示が付されてい	により表示が付	されている無線設備(第三			
十八条の二十三第一項	(第三十八条の	の二十九、第三十八条の三十			
一第四項及び第六項並び	びに第三十八条の三十八	の三十八において準用する			
場合を含む。) の規定に	規定により表示が付され	されていないものとみなさ			
れたものを除く。以下	「適合表示無線設備」	設備」という。)のみを使			
用するもの					
三 空中線電力が一ワット	以下であ	る無線局のうち総務省令で定め			
るものであつて、次条の	対規定により指	次条の規定により指定された呼出符号又は呼出			

で、かつ、適合表示無線設備のみを使用するものな混信その他の妨害を与えないように運用することができるものる機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するよう名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定め

「登録局」という。)四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下

2 定は、 省令で定める期間を経過する日までの間に限り、 は、 合表示無線設備でない場合であつても、 基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合 とみなす。この場合において るものに限る。 で定める無線局のうち、 しているものに限る。)を使用して無線局 本邦に入国する者が 当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない 適用しない。 を開設しようとするときは 用途及び周波数を勘案して総務省令で定め 自ら持ち込む無線設備 当該無線設備については 同号の規定の適用について (前項第三号の総務省令 当該無線設備は (次章に定める技術 適合表示無線設備 範囲内で総務 同章の 規 適

(呼出符号又は呼出名称の指定)

あつたときは、総務省令で定めるところにより、呼出符号又は呼出線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請が局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無第四条の二 総務大臣は、前条第一項第三号又は第四号に掲げる無線

(呼出符号又は呼出名称の指定)

第四条の二 ときは、 用するための無線設備について、 呼 出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申 総務省令で定めるところにより、 総務大臣は、 前条第三号又は第四号に掲げる無線局に使 当該無線設備を使用する無線 呼出符号又は呼出名称 清が かあ った 局 \mathcal{O} \mathcal{O}

名称の指定を行う。

第五条 (欠格事由 次の各号のい ず ^れかに該当する者には、

無線局の免許を与え

(略

日 本の 国籍を有 しな ない。

外国政府又はその代表者

兀 三 外 法人又は団体であつて、 国の 法人又は団体 前三号に掲げる者がその代表者である

もの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の

三分の一以上を占めるもの。

2

前項の規定は、 実験等無線局 次に掲げる無線局については、 (科学若しくは技術の発達のための実験、 適用しない。 電 波 \mathcal{O}

利 用の 効率性に関する試験又は電波の 利 用の 需要に関する調査に

専 用する無線局をいう。 以下同じ。

開設する無線局をいう。 アマチュア無線局 (個人的な興味によつて無線通信を行うため 以下同じ。

電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 以下同じ。)を行うことを目的とするもの 第二条第六号の 三

船舶の

無線局

(船舶に開設する無線局のうち、

電気通信業務

以 外のもの (実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をい 電気通信業務をいう。

第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

兀

航空機の無線局

(航空機に開設する無線局のうち、

電気通信

業

以下同じ。)であつて、 船舶安全法 (昭和八年法律第十一

う。

2

- 48 -

指定を行う。

第五条 (欠格事由

(略)

許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二十七条ただし書の法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二十七条ただし書のマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)であつて、航空務を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及びア

六 五. 認め 及び 地 ・チュア 大使館、 て日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを 点間の無線通信を行うものに限る。)であつて、 特定の固定地点間の 電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。 る国の政府又はその代表者の開設するも 無線局、 公使館又は領事館の公用に供する無線局 大使館、 無線通信を行う無線局 公使館又は領事館の公用に供するもの (実験等無線局、 その国内にお (特定の 古 ア 定

を除く。)

を除く。)

を除く。)

を除く。)

を除く。)

を除く。)

を除く。)

開設する無線局する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

九

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えな

3

(略)

第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は する者には、無線局の免許を与えない。	、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当	基幹放送をいう。以下同じ。)をする無線局を除く。)については	。)及び移動受信用地上基幹放送(同条第十四号の移動受信用地上	放送、衛星基幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう	の(以下「基幹放送」という。)をする無線局(受信障害対策中継	いて「基幹放送用割当可能周波数」という。)の電波を使用するも	六条第二項第五号イに掲げる周波数(第七条第三項及び第四項にお	第九十九条の二を除き、以下「放送」という。)であつて、第二十	4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信 ():	経過しない者	の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を	四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条	取消しの日から二年を経過しない者	号及び第四号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その	三 第二十七条の十五第一項 (第一号を除く。) 又は第二項 (第三	消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取	二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若	その執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は	一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定
									4 (略)			四 (略)	い者	により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しな	三 第二十七条の十五第一項又は第二項(第三号を除く。)の規定			二 (略)			一 (略)

録の 定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により 放送法第百三条第一項若しくは第百四条 取消しを受け、 その取消しの日から二年を経過しない者 (第五号を除く。 0) 登

者が放送法第二条第三十一号の特定役員であるもの又はこれらの 割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの 者がその議決権の五分の一以上を占めるもの められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した 議決権の割合とこれらの者により口に掲げる者を通じて間接に占 法人又は団体であつて、 法人又は団体であつて、 第 イに掲げる者により直接に占めら 一項第一号から第三号までに掲げる (前号に該当する ħ

場合を除く。

1 一項第一号から第三号までに掲げる者

口 令で定める割合以上である法人又は団 イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省

兀 る者であるもの 法人又は団体であつて、 その役員が前項各号のい ず れかに 該当

上基幹放送をいう。 信 の障害が発生している地上基幹放送 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、 以下同じ。)及び当該地上基幹放送の電波に重 (放送法第二条第十五号 相当範囲にわたる受 Ō 地

5

障害が発生している区域において受信されることを目的として同時)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の

にその再放送をする基幹放送のうち、

当該障害に係る地上基幹放送

畳して行う多重放送

(同条第十九号の多重放送をいう。

以下同

5

(略)

の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事

総務大臣に提出しなければならない

一~六 (略)

項を記載した書類を添えて、

七 第一項において同じ。 ればならない設備を含む。 十三条第一項ただし書、 三第二項第八号、 第十七条、 無線設備 (第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなけ 第十八条、 第三十八条の二第 の工事設計及び工事落成の予定期日 第二十四条の二第四項、 第三項及び第六項並びに第百二条の 次項第三号、 一項、 第十条第 第七十一条の五、 第二十七条の十 一項、 第十二条 第七 十八

八・九 (略)

(特定基地局の開設指2~8 (略)

針

第二十七条の十二 公平か あつて、 必要であると認められるもの 者により相当数開設されることが必要であるもののうち、 特定基地局の つ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが 次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、 総務大臣は、 開設に 関する指針 (以 下 陸上に開設する移動しない無線局で 「特定基地局」という。 (以下 「開設指針」という。 しにつ 電 波 同 0 第

を定めることができる。

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する

(免許の申請)

第六条 (略)

今六 (略)

七

三第一 第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日 十三条第一項ただし書、 ればならない設備を含む。 第十七条、 無線設備 二項第七号、 (第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなけ 第十八条、 第三十八条の二第一 第三項及び第六項並びに第百二条の 第二十四条の二第四項、 次項第三号、 項、 第十条第 第七十 第二十七条の十 一条の五、 項、 第七

八・九 (略)

2~8 (略)

一十七条の十二 (略) (特定基地局の開設指針

無線局 業務のため 移 動 範 一囲とするもの (一又は二以上の都道府県の 0 無 線 通 信 に 限 る。 0) 移 動範囲に 区 |域の全部を含む区 おける当該電気通 域をその 信

2 条第二 号において同じ。 移 動受信用地 項第二号に規定する放送対象地域をいう。 上基幹放送に係る放送対象地域)における当該移動受信用地上基幹放送の受信 次条第三 放送法第九十 二項 第三

開設指針には、 開 設指針 の対象とする特定基地局の範囲 次に掲げる事項を定めるものとする。 に関する事

特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、 数につい 波 \mathcal{O} 数の こきは、 うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周 使用に関する事項 その て周 周波数及びその 渡数割当計画において使用の (現にその周波数の全部又は 期限の満了の日を含む 期限が定められてい その 部を当 周 波 波 該 周 数

三 当該特定基地 局 0 配置及び開設時 期に関する事項

兀 「該特定基地局 の導入に関する事項 の 無線設備に係る電波の 能率的な利用を確保

Ŧī.

るため

0

技

術

第 による当該 第二号括弧書に規定する場合に ると認められるときは 二項第十号及び第百十六条第八号において 前に当該特定基地局 開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置 周 周波数の 使用を同 0 当 開設を図ることが電波の 該周波数を現に使用している無線局 日 前 におい に終了させるために当該特定基 て、 同 号括 「終了促進 弧 書に 有効利用に資 提置」 規定する 次条 لح

2

(略)

(略 (略)

三 兀 略 略

Ŧī.

による当該周波数の使用を同 すると認められるときは、 地 日 局 以 第 を開設しようとする者が行う費用の 前 一号括弧書に規 に当該特定基地局 定する場合に 0) 開設を図ることが 当該周波数を現に使用してい 日 前に終了させるために当該 お て、 負担その 同号括弧書に規定 が電波の 他の 有効利用に資 措置 る無線局 特 定基 次条 á

第

一項第九号及び第百十六条第八号にお

て

「終了促進措置」

لح

2 3 第二十七条の十三 成し、 項を除く。 送系 信の なく、 三 特定基地局に係る開設計画にあつては第八号及び第九号に掲げる 特定基地局の開設に関する計画 項第五号及び第八号並びに第四項第三号において同じ。) ごとに、 六 号に掲げる事項、 とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては第七 認定を受けることができる 総体をいう。 、開設計画の れを確保するためのものであるか 進に関する事項その他必要な事 開設計画には 総務大臣は、 相手方を同じくする同 特定基地 特定基地 特定基地局が前条第 前 (放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。 これを公示しなければならない。 これを総務大臣に提出して、 各号に掲げるもの に関する事項 を記載しなければならない。 認定 局 次項第五号及び第四項第三号において同じ。 局 の開設を必要とする理 開設指針を定め、 \mathcal{O} 通 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外 次に掲げる事 特定基地局を開設しようとする者は、 信の 相手方である移動する無線局 \mathcal{O} 一項第 ほ 一の者によつて開設される特定基地 か、 項 一号又は第一 (以 下 項 当 又はこれを変更したときは \mathcal{O} その 、電気通信業務を行うことを目的 「該特定基地局 由 別 「開設計画」という。 開設計画が適当である旨の 二号に掲げる事項 の円 1滑な開 0 通信系 移)又は放 動) を 作 範 0 設 遅 井 V) 局 0 (通 次 叉 ず 0 0 滞 推 3 2 第二十七条の十三 成し、 三 送系 び第八号に掲げる事項を除く。 特定基地 認定を受けることができる 特定基地局の開設に関する計画 項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに 総体をいう。 信の相手方を同じくする同 六 (開設計 開設計画には、 11 (略) (放送法第九十一 (略 (略) 略 略 これを総務大臣に提出して、 局以外 画 [の認定) に関する事 次項第五号及び第四項第三号において同じ。 の特定基地局に係る開設計画にあつては、 特定基地局を開設しようとする者は、 次に掲げる事項 条第二項第三号に規定する放送系をいう。 の者によつて開設される特定基地 (以 下 を記載し (移動受信用地 その開設計画が適当である旨 「開設計画」 なけ ればならない 上 という。 基幹放送をする 通信系

を作

又は放

次

局

(通

請が次の各号(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以	総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申 ・	内に行わなければならない。	第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間 。	十一 その他総務省令で定める事項	及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法	十 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容	九事業計画及び事業収支見積	費及び無線局の運用費の支弁方法	八 当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事	する事項	九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関	ては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第	(同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつ	登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号	七 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の	局の無線設備に用いる予定のもの	六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地	それぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期	五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びに	四の希望する周波数の範囲	対象地域	は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送
請が	4 総数		3	+		九	八	事	七								六		五.	四		
次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を	務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申		(略)	(略)		(略)	(略)	費及び無線局の運用費の支弁方法	当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工								(略)		(略)	(略)		

		令で定める事項を公示するものとする。
		認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省
	(略)	7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び 7
		令で定める。
		設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省
		条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開
	6 (略)	6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前
		の認定をしてはならない。
		第一項各号又は第三項各号)のいずれかに該当するときは、第一項
		基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条
		とする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定
	5 (略)	5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けよう
		であること。
		信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分
		四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通
		なることが確実であると認められること。
		について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能と
	三(略)	三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局
	二 (略)	二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
	一 (略)	一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。
		認定をするものとする。
		ずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の
同項の認定をするものとする。	指定して、	外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第四号を除く。)のい

四 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条 録を拒否されたとき。	たの	二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項計画に従つて開設していないと認めるとき。 一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定	これの選定を取り消むことができる。2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が	登録を取り消されたとき。設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の司気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開	該当するときは、その認定を取り消さなければならない。第二十七条の十五 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに(認定の取消し等)
	三 (略)	二 (略)	2 (略)		に至つたときは、その認定を取り消さなければならない。基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当する第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定(認定の取消し等)

れたとき(当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき(当該の規定により同法第十三条第三項において準用する同法第十二人

電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。
三 電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその

項の

変更に係るものである場合に限る。

を取り消すことができる。 他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている。 3 総務大臣は、前項(第三号及び第四号を除く。)の規定により認 3

した文書をその認定開設者に送付しなければならない。 4 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 八 期間が満了したとき、 れ より登録を取り消したとき、第二十七条の十八第 六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定に ればなら 第 項の ない。 登録がその効力を失つたときは、 総務大臣は、 又は前条第二項の規定により第二十七条の十 第二十七条の十五第三項、 当該登録を抹消し 一項の登録 第七十 0 なけ 有効

(登録状の返納)

り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了ら第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項別

画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計総務大臣は、前項(第三号を除く。)の規定により認定の取消し

4 (略)

ことができる

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 八第 期間 ればならない。 より登録を取り消したとき、 六条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の三 が満了したとき、 項の登録 録がその効力を失つたときは、 総務大臣は、 又は前条第二項の規定により第二十七条の十 第二十七条の十八第 第二十七条の十五第三項、 当該登録を抹消し 項の 第 登録の 項 の 対規定に 第七十 有効 なけ

(登録状の返納)

第 り消されたとき、 しくは第七項若しくは第七十六条の三第 二十七条の二十八 第二十七条の十八第 第 二十七条の 十五 第三 項の 項の 項 登録の 規定により登録を取 第七十六条第六項 有効期間が た満了

は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 区分 術基準適合証明」という。 の三十一 つて総務省令で定めるもの ごとに、 て、 (次項、 前章に定める技術基準に適合していることの証明 第 総務大臣 項及び別表第三において単に 第三十八条の五第一項、 の登録を受けることができる 小規模な無線局に使用するため (以 下 の事業を行う者は 「特定無線設備」という。) 第三十八条の十、 「事業の区分」という。 次に掲げる事業の の無線設備であ 第三十八条 (以 下 につ 技

線設備について技術基準適合証明を行う事業 第四条第一項第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無

二·三 (略)

2~4 (略)

(秘密の保護

若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
「一方、の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在は第百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第年方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第四条第一項又第五十九条(何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の

らの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれ

は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二(略

について技術基準適合証明を行う事業第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備

二·三 (略)

2~4 (略)

(秘密の保護)

第七十六条 第 五十九条 若しくは内容を漏らし、 百 は 相手方に対して行われる無線通 九条の二第二項及び第三項において同じ。 第百六十四条第二項の通信であるものを除く。 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 略 又はこれを窃用してはならない。 信 (電 気通信事業法第四条第 を傍受してその 第百九条並び 特定の 存在 に第 項又

四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。	務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のい開設を禁止することができる。「運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときします。	運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその也登録局の運用が適正技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局のとができる。大第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止するこれ第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止するこ	ときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の二十つ、一名の大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しできる。 三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を
け 休	れ 新 を ` 〕 4	正 の る こ 3	+ たし がを 2
	(略)	(略)	略)

6	五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
	線局の運用を全く開始しないとき。 四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定による 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線 たとき。 四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二十七条の八第一項の許 たとき。
5	短定による期限の延長があつたときは、その期限)までに特定無い。 5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときはいる。 一 第二十七条の五第一項第四号の期限(第二十七条の六第一項の がくなつたとき。

三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

を目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当すると7 総務大臣は、前三項の規定によるほか、電気通信業務を行うこと

きは、その免許等を取り消すことができる。

を拒否されたとき。一電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録

とき(当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものであ第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否された二 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条

三 電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消

されたとき。

る場合に限る。

であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三を除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等く。)の規定により免許の取消しをしたとき並びに第六項(第三号8 総務大臣は、第四項(第四号を除く。)及び第五項(第五号を除

(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

開設計画の認定を取り消すことができる

一項の

第八十二条 その 流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは \mathcal{O} る無線局 発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高 設備 0 (以 下 所有者又は占有者に対し、 総務大臣は 「免許等を要しない無線局」という。 第四条第 項第一号から第三号までに掲げ その障害を除去するために必)の無線設備 周 波 電

7 総務大臣は、第四項(第四号を除く。)及び第五項(第五号を除る。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第あつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第

(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

第八十二条 備 \mathcal{O} る電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは 局 \mathcal{O} 無線設備 (以 下 所 有者又は占有者に対 「免許等を要しない無線局」という。 総務大臣は、 の機能に継 続的 第四条第 Ļ カゝ 0 その障害を除去するために必要な措 重大な障害を与えるときは、 一号から第三号までに掲げる無線 の無線設備 高周波電 その設 流が他 発す

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2·3 (略

(必要的諮問事項)

理審議会に諮問しなければならない。 第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監 に

七条の 二十七 電波の 免許申 期間) 項 二十七 別 号 基幹放送以外の 計 る電気通信設備の変更)、 \mathcal{O} 別信号) (特定無: 開 第四条第 (基幹放送局 (変更登録を要し 設 同条第五項及び第十 0) (呼 五第三 条の 条の二十 請期間) 認 利 \mathcal{O} ※線局 第十五 根本的 用 出符号又は呼出名称の指定) 定 同 状況の調査等)、 条第 四第三号 第九条第 \mathcal{O} 有 項 項 0 開 条 無線通信の 基準)、 第 効 \mathcal{O} (包括免許の 開設の 項 期 設等の 第七条第 (登録の (簡易な免許手続)、 ない 号 間 (特定無線局の (適合表示無線設備とみなす条件) 項 (届出) 軽微な変更) -七条第二項 ただし書 根本的基準)、 同 第二号及び第三号 第二十 有効期間 第十三条第一項 送信をする無線局 条第二項第六号ハ 項第四号 有効期間) 第二十七条の二 (特定無線局) 七条の十 第二十七条の十三第六項 (許可を要しない工事設計 別開設の (基幹放送の業務に用 (基幹放送局以外の 第二十六条の二第 第二十七条の三十第 第二十七条の二十三第 第八条第一項第三号 第六条第七項 根本的 八第 第二十七条の六第三項 (無線局 (免許等を要し 0) (基幹放送に加 基準) 項 基準)、 0 **登** 免許 無 録 同 [項第七 第二十 総局 \mathcal{O} 無 第 な (開 変更 えて 項 有 6 線 四 11 微識 項 第 設 第 効 れ 局 \mathcal{O} 条 無

置をとるべきことを命ずることができる。

2·3 (略)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一(略)

第四

条第

号、

第

一号及び第三号

(免許等を要しない

無線局

三号 同項 十第 録 項 六第三項 用 に加えて基幹 無 局 第 許 設計変更)、 \mathcal{O} ぶ線局 無線局 いら \mathcal{O} 第四条の二 第二十七 三第 (開 有 (第七号 項 (識別信号)、 第二十 設計 :効期間) 項 第二十七 れる電気通信設備の変更) \mathcal{O} (電 項 の開 免許申請期間 (包括登録人に関 (特定無線局の 条の五第三 波の利用状況 画 (基幹放送局 (変更登録を要し 同条第五項及び第十七条第二 放送以外の無線通 設の根本的 七 の認定の有効期間 (呼出符号又は呼出名: 条の二 条の四第三号 第十五条 第九条第 $\overline{+}$ 項 開設等の 基準) の調査等)、 \mathcal{O} (包括免許の 開設 第七条第 する変更登録を要し (登録の (簡易な免許手続) な (特定無線局の 項ただし書 信 届 根 軽微な変更) 同条第二項第六号ハ の送信をする無線局 称の指 出 第十三条第 有効期間 第二十七条の十八第 本的基準) 項 第二十七条の二 有 :効期間) (第四号 項 定 第二十七条の十三 (許可を要しな 開設 (基幹放送の な (基幹放送局以 第 項 第 第 第八条第 第六条第七 の根本的 V 第一 軽微な変更 二十七 (無線 一十七条の 一十六条の二 \mathcal{O} (特定無線 (基幹放 (基準) が業務に 記基準 項 局 一第六 工 項 条の \mathcal{O} 項 **金** 免 送

用許 第五項 条第五 号、 項 項 目 基準等) 八条の二の二第 務船舶局 数測定装置 おいて準用する場合を含む。 守義務 条の三十 包括 第三十三条 (電 P 特 **宗急通** 容 反び 第三 項に 第百条第五 気通 時 別 舶 7 第三十七 登 号、 停等の 第五 チュア無線 録 間 特定無線設 信 局 一号及び 第七項 お 無線従事 第四十七 \mathcal{O} 九 信 外 第六十 無線 運 一十条 備 第三号 紛争 V (義務船舶 第七 て準用する場合を含む。 条 無 関する変更 用 付け)、 (受信設備 心設備の 項 頭に 第 ・処理委員会によるあつせん及び 線 (遭 (無線設備の 者証 一十条の ·六条第 `及び第六号 条 四 局 備 (無線設備の 局 (特定無線設備)、 におい 第六 難 号 0 \mathcal{O} **(試** 条件 温局の 通 明 無線設備の操作)、 第三十二条 開 (無 兀 + 信責任者の 験事 第三十九条第 て (登録を要し 設 \mathcal{O} 0) (条件)) 失効) 項 線従事者の 無 準用する場合を含む。 \mathcal{O} 操作) 務の (届出) 条 聴 機器の検定) (線設備の機器) 自 (安全施設) (遭 守 第三十六条 (通信方法等) ,義務) 難通 I的外 実 (計器及び (施) ない 第 四 第三十条 配置等) (信) (使用) 第 養 第三十九条の十三ただし 第三十八条の三十三第 項、 +成課程に関 軽微な変更) <u>二</u> 十 (技術基準) 第七十 九 第四十八条の三 第四十一条第 (義務航空機 第 第三十 第六十七条第 条 第三十八 予 七条の三十 (第百条第 第三十 備品)仲裁) 第五十五 第五十二条 二項 (国家試 -条 の 第六十 する認定 0) 一条 電電 第三項 備付 五. 条 Ħ. 第二十 条 験 局 条 五. 波 五. 五. (周 (第 第 航 条 第 第 項 け 項 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 二項 運 (義 空 細 \mathcal{O} 第 百 条 に 質 +波

る認定 第二項 第三項、 電波の 十 五 の 三 備付 条第一 三ただし書 機 五. 五. 試 十三第 条 五. 条 第 十 一条第 験 第一 第二十八条 五第 条 第三十八条 局 条 五項にお (第 (周波数測定装置の 航 第 け \mathcal{O} の条件) 条 二十七 **運** 項 (義務船 質) 第一 細 の基準等) 空 百条第 徳 項 用許 号、 目等) 号 第 項 機 (緊: 一号、 条の三 守 五項及び第 第三十三条 V) 局 (船: (アマチュ (特別特定 (電 (急通信) 義務) 第 て準用 0 容時間外 の 二 の 二 五. 舶 第二十 (第百条第 局等の 第三号及び 項に 第三十七 通 舶局無線従事者証明の 気 号、 第五十 干 通 信 第四十七 九条 お する場合を含む。 連 信 ア無線局 無線設 第 第六十 運用) 七項 備 第三号及び第六号 絡 無線設備 1 紛 (無線局 (義務船 . て 準用[.] 付け) 五項におい 第七十条の 条 争処理委員 条 (受信設備 第四号 項 (遭難 (無線設備の (無線設 -六条第 第七 備 条 第六十 特 する場合を含む。 \mathcal{O} \mathcal{O} 舶 0 試 $\bar{+}$ 条件 局の 通 無 第三十二条 開 定無線設備) (無線従事 . 験事 条の 兀 線設備 第三十九条第 て準用する場合を含む。 備 0) 設 信 会によるあ 責任 失効) 条件) 項 無 0 0 (聴守 ※線設備 条 務 操作) 機器の検定) 届 八 (目的外使用) (安全施設) 遭 者の 第 0) 0 第三十六条 出 (通 義務 者の 操作 実 難 (計器及び予 項 信方法等) 配置等) 第四十九条 施 \mathcal{O} 第三十条 通 0 養成 (機器) せ 第一 第三十九条の 第三十八条の 信 (免 項、 ん及び 二十七 (技術基準 第七十 深課程に 第 四 許 第四 (義務航 第三十 人以 第六 第 第三 (第百 備 第五 第五 十 第三 仲 国 外 · 条の 十七七 第六 関 項 十 八 品 裁 条 \mathcal{O} 条 \mathcal{O}

百二 ため な操 収 び 用 \mathcal{O} 百二条の 条の十三 検査を必要とする無 同条第三項 を含む。 十八 局 0) に第百一 条 一第四 (作による運用を行わせることができる無線局) 0) 確 措置) 保が 0 第 0 通 +第 項 規 + 定 条の二 項 应 应 必要な無線局 **入**の (給付 (第七十 第 項 (絡) 0 (測定器等) よる総務省令の 第百条第 特 一第七項ただし 項 生 金の (情 灬線局) 定の 一命又は 第七十 一条の三の二第十一項において準用する場 支給基 (指 報 通 定 周 0 **足無線設** は身体の -条 の ?波数を使用する無線設 項 定めに係るものに限る。 信 (第二号 **坐準**)、 同 第七十八 \mathcal{O} 制 書及び第十一 技術を利用する方法) 八 条第九項 定又は 安全の 第 備 第七十三条第 \mathcal{O} (高 条 項 販売における告知等) 改 確保の 周 (較 正 (免許人以 (電波の 廃 成利用 項 0) ためその適 業務の 開の 電 設 発 対を 外の 備 項 波利 治定) 第七十 (国 **検** 者に 第百 用 実 防 料 施 第 止 正 査 \mathcal{O} 百二 一する 定 な 簡 \mathcal{O} 条 徴 並 第 第 期 運 合 条 易

二 (略)

三 機関の 試験 おい 第十 くは 十 \mathcal{O} 認定の 第二十七条の 項 機 て準用する場合を含む。 第三十九 項、 指定の 関 及び第百 取消 指定周 第百二条の 条の 取 + 消 二条の Ħ. 渡数数 + 同 第 .項の規定による無線局の免許等の 変更 二項 第四 十八第十三項において準用する場合を含む 第 十七第五項及び第百二条の十八第十二 三項 発し 分対策 十七条の二第三項 (第四十七条の くは の規定による指定講習機 機 関 は第三項 セ ンタ 0 Ŧ. 規定による開 (第七十一条の - 若しく 第七十 取消 は 関 指 条 設 定 の三 項 較 指 若 計 三第 正 定 12 画

> 第百二 実施 等) 定 検査 七十 者に 玉 用 防 適 する場合を含む。 料 第 止 正 \mathcal{O} 苦二 簡易な 0 するため 定 な 並びに対 一条の 第百二 条の三 徴収等) 第 期検査を必要とする無線局 運 一条の 百 同 用 条第三 操 + \mathcal{O} 二条の十四 第四 一条の十四第 八第 十三 第百三条の二第七項ただし書及び第 確 作による運用を行 の措置) 0 保が 規定による総務省令の 第 項 項 項 必要な無線局の **人**の (第七十 給付 項 の 二)測 第 特 項 百条第 生 定器等 金 (情報 定の 命又は身 の支給基準)、 指 条の三の二第十 わせることができる無線局) 周波数を使用する無 通 定無線設備 項 定めに係るもの 信 体の 第 同 0) 第七十八条 制定又は 対抗術を 1条第九 二号 安全の 第七十三条第 0) (高 項 利 販売に 改 確保の 周波 項におい 用する方法) 十 (電波 較 に限る。 項 正 おける告 線 刹 設設 用 の ためそ 電電 業務 設 備 発 項 潍 波 備 射 指 用 利 知 \mathcal{O} 第 を

(略)

三

機 関 試験 第十 くは 十 おい \mathcal{O} 認 第二十七条の十 . て 準用: 項 一項、 \mathcal{O} 機 第三十 定 及び 指 0) 関 取 定 九条の 第 0) 指 する場合を含む 第 消 百二 百二 取 定 L 消 周 条 条 五第 同項 波 Ļ +0 数 0) 十八 変更 第 十七第 第 の規定に 一項 若 四十 項 第十三項にお 対 七 策 五項及び第百二条の しくは第三 (第四十七 条の の規定による指定講習機関 機 よる無線局の 関 第 セン 条の 項 1 て準用す 項 タ Ó 規定による開 免許等の 五. 第七 -若しく 十八第十二 第七 る場合を含 + 取消 は + 条の 指定較正 条の 項 若 指 計 第 12 定 画

六条の 解任の に 無 局 は 画 項 \mathcal{O} 若 規定による指定無線局 よる第二十七条の十八第一 \hat{o} 役員、 おい 線 登録 \mathcal{O} \mathcal{O} しくは 規定による無 高 周 認 二の二の 命令又は第七十六条第四 て準用する場合を含む。 局 定の 規 0 波 船 免許 数の 指定 定による \mathcal{O} 舶 運 取 指定の 用の 局 消 試 無線従事者 0 規定による登録に係る無線局 取消 線 機 指 制 変更、 限、 同 局 関 定 数の \mathcal{O} 試 し若しくは第七 条第六項 0) 免許 第七十六条の三第 試 験 項の 登録 験員若 証 削 機関若しくは指定周波数変更対 明 減 0 及び 項 0 局 登録の取消 取 取 の規定による無線従事者の の周 第七項若 消 しくは指 第五項 消 周 Ļ 波数 十九 波数の指 同項の 条第 定較正 0) しくは第八項 変更 項 第七項若し \mathcal{O} 開設の禁止 定の 第七十六条の二 規定による開 の規定による無 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 機 変更、 命令若しくは 関 同 \mathcal{O} くは 条第 0 較 芸岩しく 対規定に 第七十 策 正 第八 免許 設 員 機 三項 線 \mathcal{O} 関

項 第 項 再 ょ \mathcal{O} る指定 若 + 許 第四 免許であるもの 第二十 規定による指定 項 第九 条第 第 0 は 試 基幹放 は第十七 規 七 定による特定 条の 条第 験 項 項の 機 \mathcal{O} 必送の 関 規定 五. 条第 第 項 規定による免許 0 に 達講習 業務に 指定 限 に \mathcal{O} ょ 項 規定による工事設 る。 展機 無 項 る \mathcal{O} 第七 関 開 線 規定による包括免許 用 0 局 規定による無線 \mathcal{O} 設 1 十 指 6 第八条の 計 \mathcal{O} 定 ħ 目 画 (地上基 条第 る電 的 0 認定、 第 0 変更の 気通 四 計 規定による無線 変更 項 + 一幹放送をする -六条第 第三十 0 局 信 規 許 の 設 0) 第二十 定による 可 許 備 目 的 可 九 \mathcal{O} 第 項 条 変 Ď 七 更 放 同 局 無 \mathcal{O} 二 十 無 規 条 0 送 \mathcal{O} 線 条 定に 線 第 七 . О 許 事 第 予 局 局 条 八 項 风 備 可 \mathcal{O}

兀

兀

線

取

制

定によっ による 線局 十八 場合を含 の変更、 役員、 限、 任 従 消 取 事者 数 第 消 0) \mathcal{O} į 無線 若 第 る \mathcal{O} 命 規 証明 しく 項 定に む 登 七十六条 登 削 令 指 又は 録 録 減 \mathcal{O} 同 局 定 及び よる 0 は 局 に 登 条第六項 \mathcal{O} 試 取 の規定による無線従事者の 免許 第 係 第七十六条第四項、 \mathcal{O} 録 験 消 の三 七 周 る 周 0) 機 指 波 無 関 + 波 取 \mathcal{O} 定 第 の試 若 九 数 線 数 消 取 試 条第 \mathcal{O} 局 \mathcal{O} Ļ しく 験 消 変更 ,験員若, 機関若 項 指 \mathcal{O} Ļ 開 第七十六条の二の規定による指定 の規定による無 定 は第七項の 項 \mathcal{O} 設 \mathcal{O} 同 変更、 しくは しく 項 命 \mathcal{O} 同 禁止若 令若 第 \mathcal{O} 条第 規定による開設 五項 は しく 規定による第一 第七十六条の二 指 指 しくは 若 定較 免許若し 定 項 は無 総制 周 E 波 正 お 線 は 数 \mathcal{O} 登 第七 録 関 変 < 周 1 局 波 更 は 7 \mathcal{O} 局 計 \mathcal{O} <u>一</u> 準 の 項 対 免 数 \mathcal{O} 較 画 船 甪 許等 \mathcal{O} 運 \mathcal{O} 正 舶 \mathcal{O} 規 機 指 用 \mathcal{O} 条 認 局 員 Ź 定 関 \mathcal{O} 無 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

解

 \mathcal{O}

くは 定試 十七 は基幹放 第 定による指 第 \mathcal{O} で 規定に、 あるも 九 第 第十七 条の 条第 四条 験 項 機 \mathcal{O} のに限 の規 送 関 規 ょ 五. の業 条第 る 項 \mathcal{O} 定 定 第 講習 特定 によ の規 定による 指 務に 項 る。 定 る開設 無線 項の規 機 \mathcal{O} 定による工 第七 規定による包括免許 関 用 免許 局 \mathcal{O} 1 第 5 + 定による無線局 指 計 \mathcal{O} れる電気 八条の 定 画 目 地 条第 0 的 事 設 第 認 \mathcal{O} 上基幹放送をする無線 変更の 計変更 兀 定 気 規定による無線 項 通 十六条第 0 第 信 規定に 許 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 第一 許可、 + 可 目 備 \mathcal{O} 的 九 一十七条の 第 よる無線 項 変 条 更 *О* \mathcal{O} 放送事項 同 局 二十七 規定によ $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 条 《第四 第 局 許 予 条の 局 備 可 0 若 第 項 項 再 免 十三 若 第二 周 る 許 0 免 規 項 波

に 項 項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、 衛 \mathcal{O} 星 よる指定較正機関の指定 0) 項 周 規定によるセンター 局 波数等の 0 規定による伝搬障害防止区域の指定、 \mathcal{O} 無 線 指定の 設 開の 設置場所の 変更若しくは登録局の . (T) 指定又は第百二条の十八第 変更の命令、 周波数等若しくは人工 第七十一条の三第 第百二条の十 第百二条の 項 0) Ł 第 規 二第 定

五 (略)

2 (略)

(基準不適合設備に関する勧告等)

努めなければならない。しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように ・りない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように ・第百二条の十一 無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無

2

しない 線設備を使用したことにより生じたと認められ 混信その他の妨害を与えた場合におい 通 \mathcal{O} 項及び次条にお 同 ることにより る技術基準に適 運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは 信 総務大臣は 0 の ものに基づき製造され、 設計 秩 序 又は当該設計と類似の 0 維 持を図るために必要な限度におい 当 いて 無線局が 合しない |該基準不適合設備を使用する無線局 「基準不適合設備」という。 設計に基づき製造され、 他 \mathcal{O} 無 ※線局 又は改造された無線設備 設計であつて当該技術基準に \mathcal{O} て、 運用を著しく阻害するような その妨害が第三章に定め て、 カゝ 又は改造された無 つ、 が広く販売され 当該基準 が 当該設計と 他 (以下この \mathcal{O} 無 無線 線局 適合 礻 適

> 数 等 指 定によるセンターの 規定による伝搬障害防止 定による指定周波数変更対策機関の指 \mathcal{O} 無線設備 定較正機関の \mathcal{O} 指 定 の設置場 の変更若しく 指定 指 所の変更の命令、 定又は 区域の指 は 登 一録局の 第百一 定 二条の 周 第七十 定、 第百二条の十七 波数等若しくは人工 十八第 第百一 条の三 二条の二第 項の 第 規定による 第 項 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 \hat{O} 星 規 規 \mathcal{O} 局

五 (略)

2 (略)

(基準不適合設備に関する勧告等)

第百二条の十一 広く販売されており 度において、 あると認めるときは、 用する無線局が 備 改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ 第三章に定める技術基準に 害するような 当該設計と同 (以下この項 当該基準不適 混信その他の妨害を与えた場合にお 及び 総務大臣 他 の無 \mathcal{O} 次条において 設計に基づき製造され、 これを放置しては、 無線 線局 は、 合 通 \mathcal{O} 適 無線局 運 設 信 合 īしない 備 \mathcal{O} 用 秩序の 0 に重大な悪影響を与えるおそれが 「基準不適合設備 製造業者又は販売業者に対 が 設計に基づき製造され、 他 維持を図るために必要な限 の無線局 当該基準不適合設備を使 又は改造された無 \mathcal{O} て、 運用を著 という。 その しく阻 ※線設 又は 害が か が 0

するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その事態を除去

ができる。 告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表すること 13 総務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧

者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を4 総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業

無線局が重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序措置を講じなかつた場合において、混信その他の妨害を与えられた公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る

又は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずるの維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者

ことができる。

をしようとするときは、経済産業大臣の同意を得なければならない5 総務大臣は、第二項の規定による勧告又は前項の規定による命令

(報告の徴収)

て、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者から、その第百二条の十二 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度におい

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

業務に関し報告を徴することができる

れる無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(以下第百二条の十三 総務大臣は、第四条第一項の規定に違反して開設さ

とができる。その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告するこ

2 (略)

産業大臣の同意を得なければならない。総務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、

3

済

(報告の徴収)

報告を徴することができる。 て、基準不適合設備の製造業者又は販売業者から、その業務に関し第百二条の十二 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度におい

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(以下「特定第百二条の十三 総務大臣は、第四条の規定に違反して開設される無

経

設局に 省令で、 法開設局 特 免許等を要しない 合におい とを防止 :定周波数無線設備 特定不法開設局」 .使用されるおそれが少ないと認められるものを除く。 すべ その て、 の数を減少させることが容易でないと認めるときは、 き 特定周波数無線設備を特定不法開設局に その特定の 無線 無線局に使用するため とい 設備として指定することができる という。 、 う。 範囲 \mathcal{O} が著しく多数であると認めら 周 周波数の が広く販売されているため特定不 のもの及び当該特定不法 電波を使用する無線設 使用されるこ いれる場 以 下 総 備 務 開 $\overline{}$

2 3 略

電波利用 料 0 徴 収 等

第百三条の二 略

2

11

略

12

用に供 条にお えない 無 期 名称及び代 8 に係る特定免許等不要局 第三号の 許等不要局」という。 ※線局 間 るものを使用するものに限る。 定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第 お いて 範囲内で政令で定める期間を経過する日までの \mathcal{O} する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定 無線局である場合における当該特定公示局 け 有する機能ごとに、 表者 る毎年の 「対象期間」という。 \mathcal{O} 氏 当 名。 該 特定免許等不要局に係る満了 に係る満了日の 次項におい (電気通信業務その そ \mathcal{O} 者 て同じ。 を開設し に当該特定周波数終了対策業務 \mathcal{O} 氏 名 翌日から起算して十年を超 (法人にあつては) した者は、 他これに準ずる業 及び 住 (以 下 日に応当す |所並びに対 政令で定める 間 (以下この 「特定免 そ 務 項 る 象 \mathcal{O} 0

> 止 局 波数無線設備 使用されるおそれが少な を要しない無線局に 11 不 すべ その て、 法開 の数を減少させることが容易でないと認めるときは、 き無線設 その特定 設局」 特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防 とい (備として指定することができる という。 \mathcal{O} う。 範 使用するためのも 井 \mathcal{O} 周 が 1 と認めら 波数 著しく多数であると認 が広く販売されているため特定不 \mathcal{O} 電波を使用する無線設 れるものを除く。 の及び当該特定不法 8 6 以下 れる場合にお 備 総務省令で 開設 (免許等 特定周 法 局 設

2 3 略

電波利用料

の

徴収等

第百三条の二 略

2 11 略

12 特定免許等不要局 要 お び \mathcal{O} 0) す 1 範囲内で政令で定める期間 \mathcal{O} 代表者 局 無線 て け を使用するものに限る。 る無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定め 有 特 する る 定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局 「対象期間」 毎年の という。 局である場合における当該特定公示局 の氏 機能) 当 名 ごとに、 該特定免許等不要局に係る満了 という。 に係る満 次項におい (電気通信業務その その者 を経過する日までの 了 を開設 に当該特定周波数終了対策業務に係る 日の て同じ。 0 氏名 翌日 した者は、 法 から 他これに準ずる業務の 及び住 人に 起算して十年を超えな あ (以 下 所並び つては、 間 政令で定める無 日に応当す (以下この が第四条第三 「特定免許等不 に その 対 る日 期 条にお 名 用 ※線局 る 間 に供 称 (応 及 号

額に当 合にお 二分の 総務大臣に届け出て、 等不要局数」という。 る当 め \mathcal{O} 1 から起算して三十日以内に、 して当 る当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を ると見込まれる費用 て、 た周波数の を国 規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧 (応当する日が 該 該 . ける当該補償に要する費用を含む。 当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に 特定免許等不要 該政令で定める無線局の に 納め に相当する額及び対象期間におい 年の な 電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場 け 期間 ない れ ば に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金 (第七十一条第二項又は第七十六条の三第 なら 、場合は、 電波利用料として、 局 をその の数 な 当該応当する日 (以下この その 有する機能に応じて政令で定める金 日の属する月の翌月の十五 前日) 項におい 当 て開設されると見込まれ 次項において同じ。 現在において開 ロまでの 該届出が受理された日 7 「開設特定免許 割当期限 年 -の期 日 設してい までに 間 を定 につ 勘 要 二項 0) 案 す

13 (45 略

特定無線局 と通 信 の相手方を同じくする外国 の無線

第百三条の 括免許に係 玉 れ 手 定にかかわら 方である の る周 無線局の 波 数 る無線 五. る特定無線局と通信の相手方を同じくし、 ず、 無線設備を使用して開設する無線局を含む。 電 第 波の 局 号 総務大臣 カコ 4 5 包括免許人は、 É 0) 発射する外 電波を受けることによつて自 の許可を受けて、 第一 国 \mathcal{O} 二章 無線局 本 第三章及び ・邦内においてその (当 該許可に係る外 当該通 動 的 第)を運用 四 に 選 信 章 択 \mathcal{O} \mathcal{O} さ 相 包 規

> 臣に届 算して三十日以内に、 に 該 該 特定周波数終了 け 波数の電波を使用する無線局 に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定め 込まれる費用 当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見 局 特 当する日が 政令で定める無線 に る当該補償に要する費用を含む。 定 納めなければなら 数」という。 年 相当する額及び対象期間におい 免 け出て、 の期間に 許等不要 な (第七十一 、場合は、 電波利用料として、 係 対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当 局 いる開設な をその日の属する月の翌月の十五 の数 ない。 局 当該応当する日までの の有する機能に応じて政令で定める金額 その前 条第二項又は第七十六条の三 (以下この項に 特 定 の免許・ 免許 日 等不 て開設されると見込まれる当 当該届出が受理さ 現在にお 次項におい 人等に対 要 おい 〈局数を乗じて得た金額を て して補償する場合にお 「開設特定免許等不 年の て同じ。 て開設し 期間 日までに総務大 第 れた日か につ て 一項の <u>の</u> る当 分 低に当 た周 規定 5 該 該 起 要 \mathcal{O}

13 (45 略

特定無線局と通

信の相手方を同じくする外

国

(T)

無線

 \mathcal{O}

規

包

第 手方でな 定にか 百三条の れ 括 · る 周 免許に係る特定無線局と通 かわらず、 波 あ 数 る無線局 五. 0 電 第 波 号包括免許 総務大臣の許可を受けて、 \mathcal{O} カコ みを発射する外国 ら \mathcal{O} 電波を受けることによ 人は、 信の相手方を同じくし 第 0) 章 無線局を運用することが 本邦内におい 第 つて自動 一章及び 当 ī該通 的 てその 闻

沢さ

 \mathcal{O}

相

きる。

三~十二 (略)	三〜十二 (略)
用した者	局を運用した者
第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運	条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線
よる登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八	規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十
二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定に	二 第四条第一項の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の
よる登録がないのに、無線局を開設した者	規定による登録がないのに、無線局を開設した者
第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定に	
	百万円以下の罰金に処する。
第百十条 (略)	第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は
	第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。
	ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二号、
	十七条の七、第百三条の二及び第百三条の三の規定)を適用する。
十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。	ある場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二
し、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二号、第七	該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局で
特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただ	特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定(当該無線局が当
る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した	る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した
4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係	4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係
	一号包括免許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。
3 (略)	3 第一号包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該第
	適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。
	無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に
2 (略)	2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請に係る
	することができる。
	_

- - - -	忌避した者 の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、
- ()	二十八 第百二条の十六第一頁の規定による報告をせず、皆しくは二十七 第百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者をした者
報告 二十五 (略)	二十六 第百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告二十五 第百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者
一~二十四(略)	一~二十四(略)金に処する。
·の罰 第百十三条 (略)	第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

	これを国内受信者に交付しなければならない。た	、書面を作成し、これ
	1、遅滞なく、総務省令で定めるところにより	契約が成立したときは、
	有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する	第百五十条の二 有料が
		(書面の交付)
	ものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。	ものとして総務省令で
	このため支障を生ずることがないと認められる	内受信者の利益の保護
	の概要について国内受信者に説明しなくても国	案し、当該提供条件の
	.。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘	明しなければならない。
	この他の提供条件の概要について、その者に説	の役務に関する料金その
	総務省令で定めるところにより、当該有料放送	ようとするときは、総
)と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をし) と有料放送の役務の
ついて、その者に説明しなければならない。	第百五十一条の二及び第百五十六条第四項において同じ。	十一条、第百五十一条
より、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要に	の提供を受けようとする者を含む。以下この条、第百五	放送の役務の提供を受
ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところに	媒介等業務受託者」という。)は、国内受信者(有料	含む。以下「媒介等業
者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次	(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を	の者から委託(二以上
事業者等」という。)は、有料放送の役務の提供を受けようとする	の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(そ	」という。)の業務及
の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「有料放送	締結の媒介、取次ぎ又は代理 (以下「媒介等	の提供に関する契約の
第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約	有料放送事業者及び有料放送事業者から有料放送の役務	第百五十条 有料放送事
(提供条件の説明)		(提供条件の説明)
現	正	改
(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)		

りでない。とがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限者に交付しなくても国内受信者の利益の保護のため支障を生ずるこだし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を国内受信

国を交付したものとみなす。 「定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供する ことができる。この場合において、当該書面に記載 で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載

3 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第3 前項に対したものとみ

(書面による解除)

第百五十条の三 受託者が第百五十一条の二第一号の規定に違反してこの項の規定に 領した日より遅いときは、 経過するまでの間 に掲げる有料放送の役務に限る。)の提供が開始された日が当該受 に関する契約を締結した国内受信者は、 前条第 項の書面を受領した日 有料放送事業者と次に掲げる有料放送の役務の提供 (国内受信者が 当該開始された日) 有料放送事業者又は媒介等業務 (当該有料放送の役務 総務省令で定める場合を除 から起算して八日を (第一号

約の解除を行うことができる。 したことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間にこの項の規定による当該した日から起算して八日を経過する事項につき不実のことを告げる行為をした日から起算して八日を経過する事項につき不実のことを告げる行為を

定するもの
者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指あつて、料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信めので、料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信が、移動受信用地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務で

のとして総務大臣が指定するもの 況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるも外の有料放送の役務であつて、料金その他の提供条件及び利用状外の有料放送の役務であつて、料金その他の提供条件及び利用状

、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる3 第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除は

2

前項各号の規定による指定は、

告示によつて行う。

の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭関する契約の解除があつた場合には、国内受信者に対し、当該契約有料放送事業者は、第一項の規定による有料放送の役務の提供に

4

額として総務省令で定める額については、この限りでない。
は交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までのは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの等(金銭その他の財産をいう。次項において同じ。)の支払若しく

5 等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、 等を受領しているときは 還しなければならない。 関する契約の解除があつた場合において でない。 有料放送事業者は、 第 ただし、 一項の規定による有料放送の役務の提供に 国内受信者に対し 当該契約に関連して受領した金銭 当該契約に関連して金銭 速やかに この限り これを返

は、無効とする。
6 第一項及び前三項の規定に反する特約で国内受信者に不利なもの

(苦情等の処理)

せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。 は料金その他の提供条件についての国内受信者からの苦情及び問合料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又第百五十一条 有料放送事業者及び第百五十二条第二項に規定する有

(有料放送事業者等の禁止行為)

げる行為をしてはならない。 第百五十一条の二 有料放送事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲

(苦情等の処理)

第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管第百五十一条 有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者 (有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。) からばならない。

行為 要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げるる事項であつて、国内受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重 国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に関する契約に関す

ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。) 当該製約を締結しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当を希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当 有料放送の役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が

(媒介等業務受託者に対する指導)

実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等場百五十一条の三 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関す

(有料放送管理業務の届出)

載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければる数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務(以下「当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務(以下「のとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介等を

(有料放送管理業務の届出

第百五十二条 掲げる事項を記載した書類を添えて、 総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業 う業務 務を行うものに限る。 によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行 次ぎ又は代理を行うとともに、 (以 下 有料放送の役務の提供に関 「有料放送管理業務」という。) は、 総務省令で定めるところにより、 当該契約により設置された受信設備 その旨を総務大臣に届け出な į 契約の締結の媒介、 を行おうとする者 次に 取

十一条の二の規定に違反したとき 当該有料放送事業者又は媒介等業務受託者 1 有料放送事業者又は有料放送事業者又は有料放送管理事業者が第百五十一条の規定に違反したとき 当該有料放送事業者又は媒介の規定に違反したとき 当該有料放送事業者又は媒介	一 有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第百五十条又は第百五	ことを命ずることができる。	定める者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき	3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に	2 (略)	第百五十六条 (略)	(変更命令等)	滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	いう。)は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅	2 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」と	三 その他総務省令で定める事項	二業務の概要	名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏	0
	るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 が送事業者若しくは有料が送管理事業者に対し、当該違反を是正す		きは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有	3 総務大臣は、有料放送事業者等が第百五十条の規定に違反したと	2 (略)	第百五十六条 (略)	(変更命令等)			2 (略)				一~三(略)	ければならない。

4 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは

めに必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべ、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するた

きことを命ずることができる。

(資料の提出)

しその業務に関し資料の提出を求めることができる。 媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対 政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、 第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

(電波監理審議会への諮問)

議会に諮問しなければならない。 常百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審 に

放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による画の制定若しくは変更、第百十六条の二第一項の規定による指定第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計

有料放送の役務の指定

二~四 (略)

五. 備の 役員) 基幹放送の業務の認定の申請期間 ただし書 (基幹放送に係る軽微な変更) 第二条第二十四号 技術基準) 同条第三十二号 (基幹放送による表現の自由享有基準)、 第百十三条 (基幹放送局設備) (支配関係)、 第百二十二条若しくは第百三十七 第百十一条第 第九十七条第 第九十三条第 同条第三十 一項 同条第四項 (基幹放送設 項ただし書 一項第四 一号 (特定 号

4 (略

(資料の提出)

政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資

料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理

議会に諮問しなければならない。

定放送対象地域の指定画の制定若しくは変更又は第百十六条の二第一項の規定による指画の制定若しくは変更又は第四項の規定による基幹放送普及計一

二~四 (略)

Ŧī. 役員) 備 基幹放送の業務の認定の申請期間 ただし書 (基幹放送に係る軽微な変更) の技術基準) 第 一条第二十四号 同条第三十二号 (基幹放送による表現の自由享有基準)、 第百十三条第一項若しくは第二項 (基幹放送局設 (支配関係)、 第百十 備 第九十七 第九十三条第 条第 同 条第三十 条第 項 同条第四項 (基幹放送設 第百二十二 項ただし書 項 号 7第四号 (特定

審

2 (略)	2 (略)
	は改廃
	六十四条第二項(保有基準割合)の規定による総務省令の制定又
	十三条第一項第四号ハ(認定放送持株会社に係る特例)又は第百
保有基準割合)の規定による総務省令の制定又は改廃	例)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九
号ハ(認定放送持株会社に係る特例)又は第百六十四条	第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特
条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第	第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条
し書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第)、第百五十一条の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為)、
項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第	第百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除
五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第百六十	務の提供条件の説明)、第百五十条の二第一項(書面の交付)、
(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準	録に係る電気通信設備の技術基準)、第百五十条(有料放送の役
一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十六	要しない一般放送)、第百三十六条第一項(一般放送の業務の登
二十一条第一項(基幹放送局設備の技術基準)、第百二	放送局設備の技術基準)、第百二十六条第一項ただし書(登録を
条若しくは第百三十七条(報告を要する重大事故の基準	条(報告を要する重大事故の基準)、第百二十一条第一項(基幹

例)、第百六十二 第一項第四号ただ **那百六十二条第一** 日三十六条第一項 政の基準)、第百 八十四条第二項(-三条第一項第四 汉術基準)、第百 第百二十六条第

- 80 -

○有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)(附則第十条関係)

	第九	<u> </u>		
条第三項の通信たる.	条 有線電気通信	(有線電気通信の秘究	改	
信たるものを除く。)の秘密	(電気通信事業法第四条第	密の保護)	正	
は、	一 項		案	
侵してはならない。	又は第百六十四			
条第二	第九条	(有線元		
頃の通信たるものを除く。)	有線電気通信(電気通信事業	電気通信の秘密の保護)	現	
の秘密は、侵してはならない。	気通信事業法第四条第一項又は第百六十二		行	

(傍線部分は改正部分)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

五十五~百六十 (略)	(略) (略)	除く。)	政令で定める無線局の免許を	規定する実験等無線局その他	第二項第一号(欠格事由)に	免許(再免許及び同法第五条	(無線局の開設)の無線局の	第百三十一号) 第四条第一項 数	(三) 電波法(昭和二十五年法律 無線局の	数終了対策機関の登録	る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録	等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特	五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設	五十二・五十三 (略)	(二) (三) (略) (略)	のに限る。)
	(略)			万円)	ついては、十五	をする無線局に	条第四項の放送	円(電波法第五	一局につき三万		に係る登録周波	特定無線設備に係	無線設備等に係る検査		(略)	
五十	(_)								(-)	数	る	等	五十	五十二	(_)	
五~百六十 (略)	(略))	定める無線局の免許を除く。	る実験等無線局その他政令で	第一号(欠格事由)に規定す	再免許及び同法第五条第二項	局の開設)の無線局の免許(第百三十一号)第四条(無線	電波法(昭和二十五年法律	数終了対策機関の登録	る登録証明機関の登録若しくは国	等事業者若しくは外国点検事業者	四 無線局の免許若しくは登録	二・五十三 (略)	(三) (略)	
	(略)							数	無線局の		しくは周波数の使	有の登録、	球又は無線		(略)	

五十五~百六十 (略)	(二) (六) (略)	定める無総局の免許を防く	の 記下 * * * * * * * * * * * * * * * * * *	第一号(欠格事由)に規定す	再免許及び同法第五条第二項	局の開設)の無線局の免許(第百三十一号) 第四条 (無線	〒 電波法(昭和二十五年法律	数終了対策機関の登録	る登録証明機関の登録若しくは周	等事業者若しくは外国点検事業者	五十四 無線局の免許若しくは登録	五十二・五十三 (略)	(三) (函)	るものに限る。)
	(略)						数	無線局の		周波数の使用	の登録、	又は無線型		(略)	
	(略)		万円)	ついては、十五	をする無線局に	条第四項の放送	円(電波法第五	一局につき三万		の使用に係る登録周波	特定無線設備に係	又は無線設備等に係る検査		(略)	

改	正案	現	行
別表第一(第三十条の七関係)		別表第一(第三十条の七関係)	
提供を受ける国の機関又は		提供を受ける国の機関又は	
法人	事	法人	事
一~二十五 (略)	(略)	一~二十五 (略)	(略)
二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第百三	二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第百三
	十一号)による同法第四条第一項		十一号)による同法第四条の免許
	の免許、同法第八条第一項の予備		、同法第八条第一項の予備免許
	免許、同法第二十四条の六第二項		同法第二十四条の六第二項(同法
	(同法第二十四条の十三第二項に		第二十四条の十三第二項において
	おいて準用する場合を含む。)の		準用する場合を含む。)の届出
	届出、同法第二十七条の十八第一		同法第二十七条の十八第一項の登
	項の登録、同法第三十七条の検定		録、同法第三十七条の検定、同法
	、同法第四十一条第一項の免許又		第四十一条第一項の免許又は同法
	は同法第四十八条の二第一項の船		第四十八条の二第一項の船舶局無
	舶局無線従事者証明に関する事務		線従事者証明に関する事務であ
	であつて総務省令で定めるもの		て総務省令で定めるもの
二十七~百二十二 (略)	(略)	二十七~百二十二 (略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

○特定機器に係る適合性 評 価手続の 結果の 外 国との 相 互承認の 実 施に関する法律 (平成十三年法律第百十一 号) 附 崱 第十三条関

第三十

項

項

項から 定により 十八第二項 八条の二十二第二項、 条の二、 定により 、項に 果の 並びに第三十八条の 第七章、 適用について (第二号及び第三号に係る部分に限る。 お |項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手 第三十八条の二十第二項、 匹 兀 お 第四十五項までの規定 外 項において準 条 適用される場合」と、 いて 、読み替えて適用される場合」と、 以下 国 第二十七条の十八第 準 7 との 進 第九十九条の二並びに第百三条の二第十三項及び第一 用 前 甪 準用する場合」とあるのは 第三十八条の三十第四項、 条の す んる場 相 は 相互承認の実施に関する法律 する場合及び相互承認実施法第三十三条第1 改 規 互承認実施法」という。 合 用する場合」とあるのは 定の 同法第四条第 第三十八条の二十三第二項、 四十四第三項中 適用が لح あ る 一項、 (これらの規定に係る罰則を含む) 同法第三十八条の七第三項及び 第三十八条の二十一第三項、 の ある場合における電波法第四 正 は 第三十八条の七第三項及び第四 項第二号中 第三十 「第三十八条の三十一第 第三十八条の四十四第三項 「第三十八条の三十 「第三十八条の三十 凣 第三十三条第 「第三十八条の三十 (平成十三年法律 第十五条、 条 案 「第三十八条の三十 0 三十 第三十八条の二 第二十 第 二項 一項 第三十 [条第一 兀 第四 第六 項 匹 \mathcal{O} 第 続 \mathcal{O} <u>二</u> 十 第 12 項 規 規 百 七 \mathcal{O} 第三十 二項、 章、 二十二第二項、 三十八条の二十第二項、 十八 する場 される場合」 用 準 替えて適用される場合」 \mathcal{O} て準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の 11 に 第四十五項までの規定 一号及び第三号に係る部分に限る。 する場合及び相 用する場合」 て 第二十七条の十八第 相 相 ついては、 条 準用する場合」 第 兀 互 互 合 第三十八条の三十第四項、 の四十四第三項中 承認実施法」 承認の実施に関する法 九十九条の二並びに第百三条の二第十三 条 前 と、 あ 同 条 とあるのは 第三十八条の二十三第二項、 法 \mathcal{O} る 現 同法第三十八条の七第三項及び第四項 第四条第二号中 規 0 互 という。 とあるのは 承認実施法第三十三条第 は 定 \mathcal{O} (これらの規定に係る罰則を含む。 と、 項、 第三十八条の二十 第三十八 適 「第三十八条の三十 用が 「第三十八条の三十一 第三十八条の七第三項及び第四 律 「第三十八条の三十 ある場 第三十三条第 「第三十八条の三十 (平成十三年法律第百十一 条の 第三十八条の四十四第三項、 「第三十八条の三十一 合における電 第十五名 $\overline{+}$ 第三項、 第四 (傍線部 第三十八条の二十八第 二項 行 項 「項及び第一 第四項におい 条、 第六項にお 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 第六項に 規定により 12 規定により 第二十七条の二 分は改正部分 波法第四 結果の 第四 おお 第三十八条の が並び 第四 V 二十項 号。 項 7 上項, お 外 É 項 7 \mathcal{O} 条 準 第三 読 以下 E 第七 用 て 玉 お 適 カ 適 (第 甪 進 て 第 お 用 用

項に

12

お

項

第四

 \mathcal{O}

結

十

より おい より るほ 条の二十六 十八条の二十六 お において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項に い 相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三 第三十八条の二十六 ·適用される場合」と、 「読み替えて適用される場合」と、 て準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定に て 準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項 必要な技術的読替えは、 (外国取扱業者に適用される場合を除く。) 」とあるの (外国取扱業者に適用される場合を除く。)」とす (外国取扱業者に適用される場合を除く。 同法第百三条の二第十三項中「第三十八 政令で定める。 「第三十八条の三十一第六項 0 規定に

六 実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十 な技術的読替えは、 条の二十六 外国取扱業者に適用される場合を除く。 る場合」と、 る場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用され する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項におい て適用される場合」 る場合及び相 (外国取扱業者に適用される場合を除く。) 」とするほか、 (外国取扱業者に適用される場合を除く。 同法第百三条の二第十三項中 互. 承 認実施法第三十三条第 Ł, 政令で定める。 「第三十八条の三十) 」とあるのは「第三十八 項の 「第三十八条の二十六 第六項におい 規定により て準用す 読み替え 相互承認 て 必要 潍 甪